

鶴岡市総合計画審議会 市民生活専門委員会

時：平成25年7月22日（月）

午後2時～

於：第3学区コミュニティセンター

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状の交付
- 3 あいさつ
- 4 委員の紹介
- 5 委員長を選出
- 6 委員長職務代理者の指名
- 7 説 明
(1)鶴岡市総合計画基本計画の中間見直しの進め方について
- 8 報 告
(1)総合計画審議会での意見について
- 9 協 議
(1)鶴岡市の市民生活分野の現状と課題について

(2)その他
- 10 閉 会

鶴岡市総合計画基本計画 評価調書

第1章（市民生活分野）

章	1	節	1	互いに顔が見える地域コミュニティづくり
細節	(1)	相互精神、コミュニティ意識の醸成		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>就業構造の変化や勤務形態の多様化、あるいはアパート居住世帯の増加などにより、地域への帰属意識や互助の意識の低下が指摘されている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>平成 25 年 3 月に市地域コミュニティ基本方針を策定し、今後のコミュニティ施策の方向性や推進体制を構築することなどを定めている。</p> <p>基本方針策定の過程における本市の現状把握において、アパート居住者を中心に町内会等への未加入者の問題が指摘されている。また農業従事者の減少等により、農村地域でも従来の濃密な人間関係に変化が伺われる。</p> <p>一方、高齢者世帯の増加や東日本大震災を受け、コミュニティ機能の見直しの機運もみられる。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>コミュニティ意識が醸成され、近隣の良好なコミュニティ関係が築かれるよう、子どもから高齢者までの各年代層にわたって多くの住民がまちづくりに参加できる機会づくりを推進します。</p>				
①	<p>(上記に対する評価)</p> <p>多世代が参加できる活動は、各自治組織の共通の課題として認識され、生涯学習事業等を通じ各種事業が展開されている。一方、「事業のマンネリ化」や「参加者の固定化」といった課題もみられる。</p>			
	<p>(今後の方向性)</p> <p>市民がまちづくりに参加することにより、自らの安全・安心で心豊かな日常生活に繋がるよう、コミュニティ活動の内容見直しに努める必要がある。</p>			
<p>(主な取組み)</p> <p>子どもが地域の一員として、地域の活動を共に体験し、互いに助け合う精神を培い、豊かな人間関係が築かれるよう、地域と学校がさらに連携を深め、防災活動や地域の伝統的な行事や祭りなど地域での活動への参加を促進します。</p>				
②	<p>(上記に対する評価)</p> <p>地域が行う子ども向けの事業の実施にあたっては、事業の企画段階から小学校関係者が参画を進めることで、学校と地域との連携が図られ、子どもへの地域についての学びの場などの確保がなされている。一方、スポ少や部活などにより、地域活動への参加者の確保が難しいという声もある。</p>			
	<p>(今後の方向性)</p> <p>小学校の適正配置が進められているが、このことにより地域と子どもの関係性が損なわれることのないよう、従来にも増して子どもと地域との関わりの維持に留意し、子どもの郷土愛を育む必要がある。</p>			
<p>【4 主な課題】</p> <p>地域コミュニティ意識の変化については、就業構造の変化や勤務形態の多様化、あるいはアパート世帯の増加など構造的な要因が背景にあり、意識啓発のための取組みを推進する必要がある。</p> <p>また、小学校区の再編が進められていることから、子どもと地域との関わりを、より強化する必要がある。</p>				

章	1	節	1	互いに顔が見える地域コミュニティづくり
細節	(2)	身近な地域課題に住民自らが取り組む仕組みづくり		
【1 社会情勢】				
<p>国や地方行政の厳しい財政状況が続いていることから、身近な課題の解決については行政依存から、市民と行政との「協働」に向けた取り組みや意識が広がっている。</p>				
【2 本市の現状】				
<p>本市の単位自治組織は比較的規模の小さな組織が多く、少子高齢化の影響によりを受けやすい傾向にある。具体的には、高齢者の見守り等のニーズが増加する一方、活動の担い手や財源の確保が次第に厳しくなっており、活動内容は縮小傾向にある。</p> <p>なお、従来、社会教育課が所管してきた生涯学習事業のうち、地域活動に関わりの深い事業を市民部に移管している。</p>				
【3 主な施策】				
<p>(主な取り組み)</p> <p>防災、防犯、高齢者支援など地域にどのような課題があるのか住民自らが把握し、身近な課題について共通の意識を持てるよう機会づくりを推進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 温海地域では、担当市職員を定めて集落懇談会を開催し、住民同士で地域の課題の把握・整理をしたうえで、課題解決に向けた研修会等に取り組み成果を挙げている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>平成25年度より、全市的に地区担当職員制度を導入し、市職員と地域が共同で地域における課題を把握・整理し、課題解決に取り組む。</p>				
<p>(主な取り組み)</p> <p>地域の課題を具体的に協議し、地域のなかで、自分のできることをお互いに提供し、支え合える体制づくりを推進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>② 人口減少や高齢化を背景に、単位自治組織の機能は縮小傾向にあり、課題解決のための体制や財源確保も課題の一つとなっている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>単位自治組織の機能を補完する仕組みとして、広域的なコミュニティ機能を強化する。具体的には、藤島地域、羽黒地域、及び朝日地域(H27年度)に広域的なコミュニティ組織を設置するとともに、地区公民館を地域活動の総合活動拠点(仮称 地域活動センター)に移行する。</p> <p>また、単位自治組織への各種補助金を総合交付金として一括交付し、地域の実情に応じた取り組みを推進する。</p>				

	<p>(主な取組み)</p> <p>地域コミュニティ機能を発揮できる活力ある組織の整備や地域課題に対応する取組みを支援します。</p>
③	<p>(上記に対する評価)</p> <p>生涯学習事業部門を教育委員会から市民部に移管し、地域コミュニティ活動を一体的に指導・支援できる体制づくりが進められた。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>生涯学習事業のステップアップを図り、地域課題の解決に繋がる学習活動を促進する。</p>
④	<p>(主な取組み)</p> <p>住民自治活動の拠点であるコミュニティセンター及び自治公民館などの機能の拡充を図るとともに、地域のコミュニティ活動の活発化を推進します。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>市民活動の拠点を計画的に更新するため、3学区コミセン(H22)、西郷地区農林活性化センター(H23)、由良コミセン(H25.6 予)を地元の意向を設計に反映しながら計画的に整備した。</p> <p>町内会等が管理する自治公民館については、補助金を交付し活動や整備事業を支援しているが、今後、施設の更新が課題になることが予想される。</p> <p>また、現在、社会教育課が所管し生涯学習活動拠点として運営されている地区公民館については、地域活動の総合的な活動拠点として移行する準備を進めている。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>藤島、羽黒、朝日地域の地区公民館について、広域的な住民自治組織が管理運営する「地域活動センター」へ、平成26年度から順次移行する。また、鶴岡地域のコミセンについても、設置後30年を経過し地域活動拠点として求められる機能に変化していることから、活動内容及び指定管理基準を見直す必要がある。</p> <p>また町内会等の集会施設の確保については、空き家の活用等も含め、支援のあり方を検討する。</p>
⑤	<p>(主な取組み)</p> <p>近隣住民同士がお互いに顔がわかるような関係のもとに助け合いの仕組みを築くため、隣組単位による住民自治活動の充実を図ります。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>一部の町内会等では、隣組を単位とする活動に支援制度を設けるなど、推進に向けた取組みがみられる。</p> <p>(今後の方向性)</p> <p>隣組単位の活動推進の取組み事例について、町内会等の関係者で共有し、活動の普及を図る。</p>
	<p>【4 主な課題】</p> <p>市民における身近な課題は多様化し、縦割りの行政組織では対応できないため、組織を横断して調整を行える新たな枠組みを構築する必要がある。</p>

章	1	節	1	互いに顔が見える地域コミュニティづくり
細節	(3)	住民自治組織の強化と地域活動の担い手の確保、リーダーの育成		
【1 社会情勢】				
人口減少、高齢化の進行に伴い、活動の担い手やリーダーの確保・育成がより重要な課題となっている。				
【2 本市の現状】				
輪番制で役員を選出しているケースでは、1年または2年で役員が交代し、継続的な取組みが難しい現状にある。				
一方、互選で役員を選出している組織では、役員就任の期間が長期になる傾向があり、成り手不足を招いている。また、町内会等の代表を市の非常勤特別職に任命している地域（藤島、羽黒、楡引、朝日）と、そうした制度のない地域があるため、制度統一の観点から見直し（廃止）する予定。				
【3 主な施策】				
①	(主な取組み) 経験豊富な高齢者と団塊の世代の人材活用を積極的に推進します。			
	(上記に対する評価) 団塊の世代の活動への参加促進は、各自治組織における共通の活動目標の一つとして取り組まれている。			
	(今後の方向性) 各自治組織の人材活用にかかる取組み事例について、情報共有を図るとともに、啓発活動を行う。			
②	(主な取組み) 町内会長など住民自治組織の中核となる地域リーダーを育成します。			
	(上記に対する評価) 町内会長や公民会長を対象とした研修会や、当事者同士のワークショップを実施することで、課題解決に向けたノウハウの習得や意識向上が図られている。			
	(今後の方向性) 多くの自治組織があり多様な取組みが身近に行われているという合併市の強みを生かしながら、引き続きリーダー等を対象とした研修事業を実施する。 一方、リーダー役に負担が集中しがちなことが、役員の引き受け手が不足する事態を招いている面もあるため、皆で役割を分担する機運醸成も必要と考えられる。			
③	(主な取組み) 地域内でボランティア活動ができる仕組みをつくるとともに、活動の調整役(ボランティアコーディネーター)となる人材を養成します。			
	(上記に対する評価) 住民主体のまちづくりを促していく、新たな地域リーダーを育成するため、H21年度からコミュニティワーカー養成講座(H23～は地域福祉リーダー養成研修)を実施している。			
	(今後の方向性) 広域的なコミュニティ機能の強化を図り、コミュニティワーカーやNPOをはじめ、広く地域内外の人的資源をコーディネートし、地域づくりに繋げるノウハウの習得を目指す。			
【4 主な課題】				
本市の単位自治組織は50世帯以下の組織が過半を占めているが、小規模な自治組織ほど、人口減少・高齢化の影響を受けやすい実態にあるため、単位自治組織の機能を補完する広域的なコミュニティ組織の普及・機能強化を図る必要がある。				

章	1	節	2	地域の防災・防犯力の強化
細節	(1)	防災基盤の強化		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>平成23年3月11日の東日本大震災を教訓に、国においては、平成24年6月に災害対策基本法が改正され、防災基本計画及び原子力災害対策指針の見直しを行った。県においても、地域防災計画の見直しを行い、平成24年3月には津波浸水予測図を新たに作成し公表したところである。</p> <p>また、全国的に地震が頻繁に発生しており、さらには、これまでの気象警報などの基準をはるかに超える豪雨や豪雪などによる災害が発生している。</p> <p>そのため、気象庁では、既存の注意報や警報に加え、特別警報として発表することになっているところである。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>国及び県の見直しを踏まえ、本市の地域防災計画の見直しを進めているところである。</p> <p>また、全国的に異常気象などによる災害が発生しており、そのような災害に備えるため、小中学校などの避難所への防災資器材の適正配備、防災行政無線の維持管理及び広域応援のための支援協定の締結、海岸地域の避難路整備などに対する支援を行っているところである。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>建築物、道路、橋梁などの安全点検や耐震化を推進し、また、治山や治水対策を推進するなど、より災害に強い社会基盤を整備します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>建築物の耐震化については、平成20年3月に策定した「鶴岡市建築物耐震改修促進計画」や、「地域住宅リフォーム工事補助金」により耐震診断への支援を行うなど、計画的に耐震化を進めている。道路、橋梁などについては、橋梁について長寿命化計画を策定しており、その他の施設についても継続的に点検、補修を行っており、本年度、特にトンネルについて安全点検を実施する。</p> <p>また、土砂災害防止に向けては、毎年「土砂災害危険区域実態調査」を行っている。</p> <p>① 津波対策として、海岸地域避難路整備連携事業補助金による自主防災組織などが行う避難路などの整備に対する支援や、避難所となる施設への防災資器材の適正配備により、避難体制の充実を図っている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>建築物の耐震化については、これまでの取組みを継続し、とりわけ避難所となる小中学校については、平成27年度を目標に耐震化を進める。</p> <p>道路、橋梁などの点検及び補修並びに土砂災害危険箇所の調査は、継続して実施する。</p> <p>津波対策として、避難路などの整備に対する支援や、防災資器材の整備を継続して、避難体制の充実を図っていく。</p>				

	<p>(主な取組み)</p> <p>災害時の情報伝達手段を整備するとともに、住民の避難場所や防災資機材及び物資の確保に活用される防災拠点機能の充実を図ります。</p> <hr/> <p>(上記に対する評価)</p> <p>平成23年度において、既存の防災行政無線同報系の統合と未設置地域への増設を行い、24時間体制で消防本部から情報発信が出来るように整備を行った。この防災行政無線については、総務省からデジタル化への移行について要請されているところである。</p> <p>② さらに、携帯電話主要3社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク）の緊急速報メールシステムを活用し、消防本部より緊急速報メールの発信を行えるようにした。</p> <p>また、平成21年度には、避難所へ防災資器材の配備を行い、避難所の整備を図った。</p> <p>さらに、避難所及び避難場所について、収容人数や立地条件による見直しを進めている。</p> <hr/> <p>(今後の方向性)</p> <p>経年劣化した同報系防災行政無線の更新とともに、デジタル化への移行を進める。</p> <p>また、平成25年度、26年度において避難所への防災資器材の追加配備を行うとともに、建築防災設備として整備が必要な設備について庁内会議において検討を進める。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>水道、電力、ガスなどのライフラインや通信手段の確保及び復旧、救援物資の調達における民間事業所や関係行政機関、近隣自治体などとの協力体制を構築します。</p> <hr/> <p>(上記に対する評価)</p> <p>災害応援協定について、行政機関や民間企業との間で、自治体を含め21の団体と協定を締結している。</p> <p>③ 通信手段の確保として、孤立する可能性がある集落や沿岸部の小中学校に、移動系防災行政無線を配備し、地域庁舎に衛星携帯電話を配備した。</p> <p>また、東北電力（株）と災害時における上水道及び下水道施設への送電に係る協力体制を構築した。</p> <hr/> <p>(今後の方向性)</p> <p>今後とも、災害時に必要な団体などとの災害応援協定の締結を進めるとともに、都市間ネットワーク構築について、国及び県に要望していく。</p>
	<p>【4 主な課題】</p> <p>防災行政無線同報系が老朽化していることから、経年劣化したシステムの更新とともに、デジタル化へ移行する必要があること。</p> <p>避難所などの強化を図るため、防災資器材の適正配備とともに、各施設ごとの防災建築設備整備が必要であること。</p>

章	1	節	2	地域の防災・防犯力の強化
細節	(2)	地域防災力の確保		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>東日本大震災の被災地では、住民の安否確認や災害弱者の避難誘導、避難所運営に自主防災組織が大きな役割を果たしており、その重要性が改めて認められている。</p> <p>山形県においては、平成24年度から「山形県災害に強い地域づくり市町村総合交付金支援事業費補助金」制度を創設し、市で取り組む自主防災組織の整備等について支援を行うこととしている。</p> <p>自主防災組織の組織率は、全国平均で77.4%（平成24年4月1日現在）、県平均で78.1%（平成25年4月1日）となっている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>平成25年4月1日現在、鶴岡市の自主防災組織は、465団体で、組織率は99.9%となっている。</p> <p>なお、平成24年4月1日に、各自主防災組織相互の連携を密にし、地域防災力の充実、強化を図ることを目的として、鶴岡市自主防災組織連絡協議会を設立した。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
①	<p>(主な取組み)</p> <p>自主防災組織における中核的人材の確保や育成を推進します。</p>			
	<p>(上記に対する評価)</p> <p>自主防災組織の指導者を育成するため、平成7年度から自主防災組織指導者講習会を実施しており、平成23年度からは、より質の高い指導者を育成するため、自主防災組織指導者講習会を終了したものを対象に、自主防災組織ブラッシュアップ講習会を実施している。</p>			
	<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き、人材育成のための講習会を実施していく。</p>			
②	<p>(主な取組み)</p> <p>平日の地域内の人口構成、生活実態及び災害環境を調査し、災害時に全ての住民が避難や救助できるようにするため、自主防災活動体制の構築を支援します。</p>			
	<p>(上記に対する評価)</p> <p>自主防災組織活動事業補助金及び海岸地域避難路整備連携事業補助金により、自主防災組織が行う防災資器材や避難路の整備並びに防災マップの作成などのソフト事業に対して支援を行い、組織の充実と強化を図っている。</p>			
	<p>(今後の方向性)</p> <p>組織の充実と強化に向けた自主防災組織が行う事業について、引き続き支援を行う。</p> <p>自主防災組織フォローアップ事業などにより、引き続き自主防災組織体制の構築を支援する。</p>			

(主な取組み)

各種災害に関するハザードマップを作成し災害予防、減災対策に関する情報の周知を推進するとともに、地域実態に即した災害時要援護者避難支援プランを策定します。

(上記に対する評価)

③ ハザードマップについては、洪水ハザードマップについて、平成13年度の赤川を皮切りに平成22年度まで4河川の作成を終え、土砂災害ハザードマップについては、県の基礎調査の結果を元に、平成22年度から取り組んでおり、平成24年度には、平成24年3月に県が新たに公表した津波浸水予測図に基づき、津波ハザードマップを作成した。

また、平成24年度には、鶴岡市災害時要援護者避難計画を策定した。

(今後の方向性)

土砂災害ハザードマップについて、県の基礎調査の結果を元に、引き続き作成に取り組む。災害時における要援護者の支援の具体的な対応方法などについて、地域と協議を進める。

自主防災組織フォローアップ事業により、津波ハザードマップを活用した図上訓練などを行う。

【4 主な課題】

土砂災害ハザードマップについては、県の基礎調査の進捗に合わせて作成を進める必要があること。

災害時における要援護者の支援の具体的な対応方法などについて、地域と協議を進める必要があること。

各津波ハザードマップなどを活用した図上訓練などを通して、自主防災組織に定着させる必要があること。

章	1	節	2	地域の防災・防犯力の強化
細節	(3)	自主防災活動への参加促進と活動の充実		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>東日本大震災の被災地では、住民の安否確認や災害弱者の避難誘導、避難所運営に自主防災組織が大きな役割を果たしており、その重要性が改めて認められている。</p> <p>災害対策基本法の改正に伴い、平成24年9月に改正された国の防災基本計画においては、国民の防災活動の環境整備として、自主防災組織の育成、強化を図り、消防団とこれらの組織との連携を通じて地域コミュニティの防災体制の充実を図ることを定めている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>平成25年4月1日現在、鶴岡市の自主防災組織は、465団体で、組織率は99.9%となっている。</p> <p>また、各自主防災組織相互の連携を密にし、地域防災力の充実、強化を図ることを目的として、平成24年4月1日に鶴岡市自主防災組織連絡協議会を設立した。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>自主防災組織が実施している防災訓練について、各種災害に対応した、初動期、避難所開設期など災害発生からの各時期に応じた訓練が可能となるよう訓練内容の充実を図ります。</p>				
<p>① (上記に対する評価)</p> <p>各自主防災組織が実施する防災訓練、研修会及び自主防災組織指導者講習会などにおける、講話や訓練の講評などを行うことにより、訓練内容の充実を図った。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き、自主防災組織が実施する防災訓練や研修会に参加し、訓練の講評や講話を行う。</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>地域住民の多数が参加できる防災訓練の実施を支援します。</p>				
<p>② (上記に対する評価)</p> <p>鶴岡市自主防災組織活動事業補助金により、自主防災組織が実施する防災訓練や研修会の開催及び防災広報や防災マップの作成に対して支援を行った。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き、自主防災組織が行う防災訓練などのソフト事業に対して支援を行う。</p>				
<p>【4 主な課題】</p> <p>自主防災組織が実施する防災訓練や研修会における訓練の講評や講話の内容について、実効性のあるものとする。</p>				

章	1	節	2	地域の防災・防犯力の強化
細節	(4)	交通安全教育の推進		
【1 社会情勢】				
<p>全国の交通事故の発生件数、死者数及び負傷者数は、すべてにおいて減少傾向にあるものの、死亡事故における高齢者の占める割合については、約5割という高い水準で推移している。</p> <p>また、悪質な運転により歩行者が犠牲となる事件や、飲酒運転などの危険運転が未だに後を絶たない。</p>				
【2 本市の現状】				
<p>鶴岡警察署の立哨をはじめとする地域が一体となった活動により、本市の交通事故発生状況についても減少傾向にあり、昨年においては事故発生件数、負傷者数及び死者数ともに過去5年間で最低であった。しかしながら、過去5年間における高齢者の死者数の比率は、58%と高齢者が犠牲となる死亡事故が多くなっている。また、昨年末における本市の65歳以上の運転免許所有者数は、19,618人、構成率は、21.8%であり、県平均の20.9%を上回っていることなどからも、高齢者の交通事故防止対策が重要となっている。</p>				
【3 主な施策】				
<p>(主な取組み)</p> <p>学齢期前の子どもの基本的な交通マナーや交通安全に対する知識の指導及び高齢者の交通安全意識や運転マナーの向上を図るため、多様な機会を活用した交通安全教育に取り組みます。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 交通指導員の配置による児童生徒の安全確保や、かもしかクラブなどの交通安全教育に加え、高齢者の事故対策として老人クラブ等での交通安全教室などを開催している。さらには、カーブミラーなどの交通安全施設の整備を進めている。</p> <p>また、運転免許証に代わる新たな身分証明書として利用可能な、顔写真付住民基本台帳カードを無料交付することで、高齢者の自主的な免許返納を促し、交通事故の未然防止を図っている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き鶴岡警察署をはじめとする交通安全関係団体と連携し、交通安全教育と啓発活動を推進するとともに、交通安全施設の整備に取り組んでいく。</p>				
【4 主な課題】				
<p>高齢者の交通事故防止を推進するため、地域活動と連携した交通安全活動の推進が必要であること。</p> <p>交通安全施設、特にカーブミラーについて、新規設置の要望箇所については、必要性、優先性を考慮のうえ年次計画により整備を進めているが、相当の要望箇所があることから、全ての要望には応えきれていない状況にあること。</p> <p>既設ミラーについては、老朽化による修繕箇所が多くなっていることから、設置されている場所の必要性を見極めながら、場合によっては撤去するなど、適正管理に努める必要があること。</p>				

章	1	節	2	地域の防災・防犯力の強化
細節	(5)	地域の防犯体制の強化		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>全国的に凶悪な犯罪や窃盗などが多く発生している。平成24年の犯罪白書では、近年、国民の治安意識も好転するなど一定の改善は見られるが、一般刑法犯の認知件数は、依然高い水準にあるとしている。また、子供や女性、高齢者が被害者となる犯罪が後を絶たないため、自治体や関係機関が連携し、犯罪抑止に向けた取組みが必要となっている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>平成24年の刑法犯認知件数は、前年比165件減少しているが、高齢者を狙った詐欺、空き巣、車上狙いなどの犯罪のほか、街頭における声かけ事案などの子供や女性が被害者となる犯罪が相変わらず多く発生している。</p> <p>本市では、防犯協会、生活安全推進協議会、暴力のない明るい鶴岡市をつくる市民の会などの事務局として、各団体や関係機関が実施する地域防犯活動の支援と助言を行っている。また、鶴岡警察署と緊密に連携し情報の共有を図り、広報活動や防犯活動への犯罪情報提供に努め、地域の防犯体制の強化と犯罪の抑止に取り組んでいる。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>地域の防犯活動の充実を推進するとともに、児童生徒の犯罪被害者防止と交通安全対策として行われている危険箇所の把握や見守り活動を支援します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 犯罪と非行のない明るいまちづくりに向けて、鶴岡市防犯協会、鶴岡警察署及び青少年健全育成を進める関係機関などと連携し、関係団体が行う地域防犯活動に対して支援を行っている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>地域防犯活動の積極的な展開を図るため、鶴岡市防犯協会などの関係団体との連携を更に強化するとともに、関係団体が行う地域防犯活動に対して引き続き支援を行う。</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>高齢者を狙った消費者詐欺などの犯罪被害を防止するため、犯罪対策に関する必要な情報を収集し、適切な提供に努めます。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>② 鶴岡警察署から犯罪情報の収集を行い、市の広報に掲載するなどにより注意を喚起している。また、防犯団体の広報活動の機会を捉え、助言や情報提供を行っている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き、鶴岡警察署や消費者生活センターなどから積極的に情報収集し、防犯団体への助言や情報提供を行うとともに、広報活動に努める。</p>				

(主な取組み)

地域住民、防犯組織、警察及び行政が緊密に連携し、犯罪情報の迅速な周知や伝達ができる体制を構築します。

(上記に対する評価)

本市では、鶴岡市防犯協会、地域防犯団体、鶴岡警察署、市生活安全推進協議会、暴力のない明るい鶴岡市をつくる市民の会などと緊密に連携し、情報を共有するとともに、お互い③に活動について支援する体制をとっている。

また、市民活動や行政事務から暴力団を排除し、安全で平穏な生活を確保するため、平成24年4月1日に「鶴岡市暴力団排除条例」を施行し、平成24年9月25日には、鶴岡警察署と「鶴岡市が行う公共事業等からの暴力団排除の推進に関する合意書」を締結した。

(今後の方向性)

関係機関との更なる連携強化を図り、犯罪情報の迅速な周知や伝達ができるよう、引き続き体制の構築と支援強化に取り組む。

【4 主な課題】

防犯施策の取組みや地域防犯活動の支援、強化は、市と警察署との密接な連携と信頼関係が不可欠である。今後、いかにして広い年代の地域住民に防犯思想を根づかせ、普及啓発するか、更には、住民組織などと連携を図り、地域の防犯活動につなげていくかが課題である。

章	1	節	3	消防・救急体制の強化
細節	(1)	消防力の充実		
【1 社会情勢】				
国では、東日本大震災における被害や活動等を踏まえ更なる消防力の充実・強化を目指すため「通信基盤・消防防災施設の整備等地域の消防防災体制強化」、「緊急消防援助隊の即応体制の強化」等、国民の命を守る消防防災行政の推進を図っている。				
【2 本市の現状】				
市街地に3署体制を敷き、鶴岡市の防災拠点となる消防本部・本署庁舎が平成23年3月、中央分署が平成25年4月に移転改築し消防・救急体制の強化を図ったところであるが、分署では西・櫛引分署以外は築47年から38年を経過し老朽・耐震化の問題から、防災拠点として早急な整備が必要となっている。消防施設新営改良事業として平成25年度は耐震貯水槽12基、消防ポンプ庫6棟、ホース乾燥塔7基等、多くの施設整備が図られることとなったが、常備消防・非常備消防とも車両更新10ヶ年計画や、消防施設整備10ヶ年計画に基づき有利な財源を活用しながら整備しているが、高額な整備であることから計画どおりに進捗していない状況である。				
【3 主な施策】				
(主な取組み)				
都市構造の変化や高速自動車など交通網の整備が進む中、火災や自然災害などに即応できるようにするため、消防本部・本署庁舎をはじめ消防・防災拠点となる施設や設備、消防資機材を計画的に整備します。				
(上記に対する評価)				
①	平成23年3月には市街地に3署体制を敷き、消防力の強化と増え続ける救急需要に対応した。また、平成23年3月に消防本部・本署庁舎が、平成25年4月に中央分署が移転改築し整備が図られた。他、施設や設備、消防資機材等についても計画的に整備を進めているところであるが、修繕費用が増加傾向にあるのが課題である。			
(今後の方向性)				
温海・駅前(北)・羽黒分署の移転改築を推進し、老朽化が進んでいる朝日・藤島分署についても、整備に向け検討を進める。また、老朽化した消防施設、消防車両の更新を進めるとともに、羽黒分署へ高規格救急車配置を目指す。				
(主な取組み)				
消防防災ヘリコプターを活用した消防防災活動などにおける関係機関との一層の連携強化を整備します。				
(上記に対する評価)				
②	事業計画に基づき、山岳救助、水難救助の連携訓練により、災害現場におけるスムーズな連携活動による奏功事案が増加した。			
(今後の方向性)				
今後も、災害が想定される訓練を実施し、連携強化を図る。				
【4 主な課題】				
東北一の広大な面積の中に市街地、準市街地、散在する集落を抱え消防体制の縮小は困難な状況である。本市の消防費は決算額に対して基準財政需要額が下回っていて、合併算定替え終了後には基準財政需要額がさらに減額となり、現在の消防体制の維持が困難となることが懸念される。				

章	1	節	3	消防・救急体制の強化
細節	(2)	新たな住宅防火対策の推進		
【1 社会情勢】				
<p>少子高齢化社会の現況から高齢者世帯（単身高齢者世帯含む。）が増加している。このことから、災害弱者といわれている65歳以上の高齢者の火災による死者の増加が懸念されるため、高齢者世帯からの出火防止に重点を置き住宅防火対策の推進に取り組んでいく。</p>				
【2 本市の現状】				
<p>過去5年間で住宅火災からの死者は17名で、そのうち65歳以上の高齢者の死者は10名（58.8%）となっており、死者の発生した経過については8名（80%）が逃げ遅れによる。24年には死者1名が発生しているものの、前年比較で3名減少していることから住宅用火災警報器が功を奏しているものと推定している。なお、住宅用火災警報器の設置率は、調査当初平成20年6月期の7.0%が平成24年6月期では78.3%となっている。</p>				
【3 主な施策】				
<p>(主な取組み)</p> <p>住宅火災による逃げ遅れを防ぐため、消防団及び自主防災組織などとの連携強化により、住宅用火災警報器の早期設置を促進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 住宅用火災警報器については、まとまった購入個数により安価な購入価格（見積もり合わせ等。）を設定できたことが、設置率の向上につながった。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>住宅用火災警報器の設置率が78.3%という現状から、全ての住宅に設置がなされるよう引き続き周知活動を展開するとともに、住宅用火災警報器の設置後の維持管理（電池交換又は買い替え。）についても周知を図っていく。</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>住宅火災の延焼拡大を防ぐため、防災品をはじめとする住宅用消火器、安全調理器具などの普及を推進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>② 防災品は、価格が割高でありデザインも不評であったことから普及が進まない現状にあったが、H24年10月から大手家具インテリア専門店が低価格で販売することになり、防災品の普及に弾みがつくものと思われる。</p> <p>また、現在安全調理器具には過熱防止装置が義務付けとなっているが、買い替え時の対応がほとんどであることから中々普及が進まない。（H20年10月から全口安全センサー付き以外のガスコンロは、販売禁止となっている（経済産業省による法規制）。）</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>防災品の燃焼比較実験等を通して目に見える効果の周知を図っていくとともに、販売取扱店の情報提供を行うことにより普及の促進を図っていく。</p> <p>また、安全調理器具については、関係機関等（福祉部局、ガス協会等。）との協調を図り、普及促進を図っていく。</p>				

(主な取組み)

高齢者世帯などからの火災の発生を防ぐため、福祉関係者をはじめとする関係機関との連携により、防火指導、住宅防火診断などを行い、防火意識の更なる高揚を図ります。

(上記に対する評価)

- ③ 高齢者世帯の住宅用火災警報器の設置率については約85%となっているが、防災品、安全調理器具については中々普及が進んでいない。

(今後の方向性)

火災の抑制効果がある防災品(カーテン、じゅうたん等。)、鍋のかけ忘れに自動消火する安全調理器具の利便性を周知しながら、福祉関係機関等と協調を図り普及の促進を図っていく。

また、高齢者世帯の防火訪問については、防火だけでなく高齢者の体調などを聞くことで安全に安心して暮らせるよう今後も継続していく。

【4 主な課題】

住宅用火災警報器については、鶴岡市消防本部住宅用火災警報器設置対策実施計画により更なる普及を図ると共に、電池交換等の維持管理についても周知を図ること。また、住宅火災の出火防止の観点から、住宅用防災機器等(防災品、安全調理器具等。)の普及推進を図ること。実態把握については、単身高齢者宅防火指導、防火座談会、各種講習会の機会を利用し把握に努めること。

章	1	節	3	消防・救急体制の強化
細節	(3)	救命救急体制の整備		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>消防機関の行う救急業務は、国の社会経済活動の進展に伴って年々その体制が整備され、国民の生命・身体を守る上で不可欠な業務として定着している。</p> <p>円滑な救急搬送及び受入体制の構築を図るため、平成21年10月30日に消防法の改正により、都道府県は、メディカルコントロール協議会等を活用し、地域の実情に応じた「実施基準」を作成している。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>高齢化の進展、疾病構造の変化等により救急出動件数は平成23年まで増加していたが、平成24年はほぼ横這いであり、今後もこの傾向で推移するものと考察される。しかしながら、救急隊員を養成し救急高度化を推進するためには、高規格救急車（現在7台）1台あたり6名の救命士（現在34名）が望まれることから計画的な救命士の育成を図っていく必要がある。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>救命救急に関する技術をはじめとする隊員教育を一層推進するとともに、高規格救急自動車や高度救急処置用資機材を計画的に整備します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 年次計画に基づき救命士の育成と救急隊員を養成するとともに、高規格救急自動車1台増加(平成22年度)、また老朽化に伴う更新、それに合わせて高度救急処置用資機材の整備を図った。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>職員の大量退職を見据えた、救命士、救急隊員の養成を計画的に推進する。また、高規格救急自動車及び高度救急処置用資機材の更新・整備を図る。</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>AED(自動体外式除細動器)の使用を含めた応急手当の知識や技術の普及とAEDの設置を推進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>② AEDの使用を含めた講習会を計画的に実施するとともに、事業所、住民会等の要請に随時対応し、平成24年の受講者数は7,900人を超え、一定の成果を見た。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>バイスタンダー(一般市民)の育成は、救命率向上の大きな要因であり継続的に応急手当講習会の開催を図る。</p>				

	<p>(主な取組み)</p> <p>自主防災組織や事業所のリーダーを対象に応急手当普及員を養成し、地域住民に普及することにより、一家に一人の「救急隊員」の養成を推進します。</p>
③	<p>(上記に対する評価)</p> <p>応急手当普及員(3日間・24時間)の養成はなかなか進まない状況である。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>自主防災組織リーダーへの普及員の育成は、関係部局と連携し推進に努める。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>年代に応じた児童生徒を対象とした応急手当の講習や市内を巡回する配送業者による的確な救急処置を可能とするための講習など、多様な応急手当講習を推進します。</p>
④	<p>(上記に対する評価)</p> <p>中学生、高校生に対する応急手当講習会は実施できたが、配送業者の事業所単位となると難しい面が多い。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>児童生徒は積極的に取り組む姿勢で習得が早く、将来的にも有益と考えられる。また、配送業者への依頼も継続的に実施する。</p>
	<p>【4 主な課題】</p> <p>救急車の現場到着所要時間及び医療機関収容所要時間の短縮を見据え、ドクターヘリ等関係機関との連携が重要である。</p>

章	1	節	3	消防・救急体制の強化
細節	(4)	消防団員の確保		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>全国的に見た場合、平成 17 年及び 18 年の消防団員数は、市町村合併に伴う「消防団」の大幅な減少に伴い、大きく減少したが、その後は減少数が徐々に低下する傾向にある。これは、年々進む地域の人口、特に若年層の減少、就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化等、社会的要因によって消防団員数が減少を続ける中、近年は「消防団」の減少が低下してきたこと、また積極的な入団促進の取組みが成果を出してきたことなどが背景として考えられる。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>消防団は、地域防災の中核的な存在として、地域住民の安全・安心の確保に大きな役割を担っている。しかし、近年の少子高齢化による若年層の減少や就業構造の変化、地域社会への帰属意識の希薄化等から、消防団員数は減少傾向にある。</p> <p>消防団員幹部(副分団長以上)の任期は、市町村合併後に規則改正を行い 2 年としたものであるが、在任期間が短いため交替が早まるなど、人材育成に支障をきたすことが懸念される。任期の見直しを検討する必要がある。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>消防団に対する事業所からの協力を得るために、消防団協力事業所表示制度の普及を図るなど、活動への理解を促進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 消防団員が在籍する事業所に消防団活動の理解と協力を得るため、平成 20 年度に「消防団協力事業所表示制度」を導入し、現在 52 事業所に表示証の交付を行っている。この制度は、国や県が行う土木工事の入札で総合評価落札方式に優遇措置を設けていることや、平成 24 年度からは当市でも同様の優遇措置を設けたことなどにより、自ら申請する事業所も増えている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>消防団員が在籍する事業所から消防団活動の理解と協力を得るため、今後も制度の普及・促進を進めていく。</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>日中の災害発生時における地域の実態調査を実施し、その結果に基づきOB団員と自主防災組織の協力体制を構築します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>② 消防団員が手薄となる平日・日中の災害発生時に、消防団OBから消防団活動を支援していただく「消防団活動協力員制度」が平成 21 年度から始まり、現在 559 名の方が登録者になっている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>活動協力員については、協力員が不足している班の増員や、登録抹消に伴う補充などの取組みを通し制度の充実を図る。</p>				

(主な取組み)

団員が参加、活動しやすい事業運営をめざしながら、魅力ある消防団づくりを推進します。

(上記に対する評価)

③ 条例定数 3,320 人に対し、実団員数 3,237 人(H25.4.1 現在)で、充足率では 97.5%と全国平均の 93.8%(H23.10.1 現在)を上回っている。消防団活動の重要性について、機会を捉えながら周知を図ってきた成果と言えるが、充足率を高めるために、今後も取組みを継続することが重要である。

(今後の方向性)

出初式や消防演習などの写真展の開催や、成人式での纏隊・梯子乗り隊の披露など、消防イベントの機会を有効に活用し、消防団活動の魅力をPRしていく。

【4 主な課題】

消防団員のサラリーマン化率は86%と高く、このことが平日・日中の災害対応の弱体化を招く要因になっている。「消防団協力事業所表示制度」や「消防団活動協力員制度」の更なる充実が求められている。

章	1	節	4	環境の美化・保全活動の推進
細節	(1)	地球環境保全対策の推進		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>地球温暖化の防止は、人類が直面する共通課題になっており、二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を抑制するため、二酸化炭素排出の原因になっている化石エネルギーから再生可能エネルギーへの転換、省エネルギーなどに関する技術開発や普及、森林の育成・保全などによる二酸化炭素の吸収・固定など、低炭素社会の実現に向けた取組みが求められている。</p> <p>国でも、平成17年2月の「京都議定書」の発効を受け、同議定書で定める温室効果ガス6%削減義務達成に向け「京都議定書目標達成計画」を策定し、削減に取り組んできた。しかし、京都議定書に定めのない2013年以降の枠組みを協議した国連気候変動枠組み条約締結国会議では、同議定書を2020年まで8年間継続する決議を採択したが、日本はこれには参加せず、自主的取組みを続けるとしている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>本市では、平成20年6月に「鶴岡市地球温暖化対策実行計画」を策定し、市役所自らが排出する温室効果ガスを、平成16年度と比較し5年間で6%削減する取組みを実施してきた。</p> <p>また、温室効果ガス削減につながる再生可能エネルギーの活用や省エネルギー設備の導入についても、国・県の補助事業を活用しながら積極的に行うこととしている。</p> <p>さらに、地球環境を守る活動を実践するための地域協議会（環境つるおか推進協議会）を中心に、市民、事業者、市が協働による推進活動を実施するとともに、県及び庄内の地域協議会と連携を図りながら、市民・事業者等への情報発信と活動の支援を行っている。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>市の施設をはじめ、全市域を対象とした温室効果ガスの削減に向けた具体的取組みの目標値を定めて計画的に実践します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>市の施設全体の温室効果ガス排出量については、平成16年度以降に建設された施設が多くあることから、目標値である6%の削減は達成できないと思われる。</p> <p>また、全市域を対象とした取組みについては、国・県と連携しながら、広報等で啓発活動を推進するとともに、庁舎等の公共施設へグリーンカーテンを設置し、また、市民・事業者等を対象に、ゴーヤの種と廃漁網をリユースしたネットを無料配布し、全市向けのグリーンカーテン普及事業を展開しているが、目標値の設定までには至っていない。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>実行計画については、今年度に5年間で平成22年度比5%の削減する第2次実行計画を策定する。また、広報を活用しての啓発や公共施設へのグリーンカーテンの設置及び全市向けのグリーンカーテン普及事業については、引き続き関係機関から協力を得て実施する。</p> <p>温室効果ガス削減につながる国・県の補助事業等を積極的に活用する。(新 GND 基金による公共施設への再生可能エネルギー設備の導入、防犯灯等の LED 化など)</p>				

	<p>(主な取組み)</p> <p>地球環境保全対策事業を地域で展開していくための推進母体の形成とそのネットワークづくりを推進します。</p> <hr/> <p>(上記に対する評価)</p> <p>② 平成21年2月に推進母体である「環境つるおか推進協議会」を設立し、市民、事業者、市が連携を図りながら、グリーンカーテン普及事業、環境フェア、環境出前講座、こども環境かるた大会等を開催するとともに、温暖化対策を中心とした環境問題に関する情報発信と活動支援等を積極的に実施している。</p> <hr/> <p>(今後の方向性)</p> <p>活動の継続・拡大のため、さらなる会員の拡大、財源の確保を図る必要がある。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>家庭における地球温暖化対策についての意識の向上を図り、「わが家のエコチェック」や「環境家計簿」などの普及の取組みを推進します。</p> <hr/> <p>(上記に対する評価)</p> <p>③ 一般家庭への普及促進については、あらゆる機会を捉え、各種啓発事業の取組みを実施することにより、徐々に広がりを見せている。</p> <hr/> <p>(今後の方向性)</p> <p>今後、ますます家庭や地域の取組みが重要視されることから、様々な場面(町内会総会、地域座談会等)で市民自らできる地球温暖化対策の取組みを説明し、具体的に実践してもらう。</p>
	<p>【4 主な課題】</p> <p>地球温暖化対策については、事業所や市民自ら主体となり、危機感を持って実践する意識づくりが重要であることから、市民・事業者に対する地球温暖化対策の啓蒙活動と適切な情報提供が課題と思われる。</p>

章	1	節	4	環境の美化・保全活動の推進
細節	(2)	自然環境の保全		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>我が国では、国の施策として自然環境や野生生物を保全するために、昭和48年に自然環境保全法が施行され、この法律に基づき原生自然環境保全地域や自然環境保全地域等が指定されている。また、平成22年4月1日に「自然公園法及び自然環境保全法の一部を改正する法律」が施行されたことにより、国立公園及び国定公園内における生態系維持回復事業に関する規定が加えられ、より一層自然環境の保全とその活用の増進を図るとしている。</p> <p>そして今、人類の生存基盤である自然環境が刻々と失われつつあることから、自然環境との関わり方を再検討し、自然環境と人間活動の調和のとれた持続可能な社会を実現する必要に迫られている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>本市の出羽三山周辺には、ブナ林をはじめとする自然性の高い森林が残され大型動物も多く生息しており、また、ラムサール条約に登録されている大山上池・下池とその周辺の高館山、都沢湿地では、200種近い野鳥が確認され2万羽から3万羽の渡り鳥の重要な越冬地になっている。さらに、海岸線にも、砂浜と岩礁域に多くの動植物が生息するなど、市域の中に多種多様な生態系が育まれている。この自然環境とその中で生きている動植物で構成される生態系は、次の世代に引き継ぐべき貴重な資源であり市民共有の財産となっている。</p> <p>これらの地域には、自然環境の保全に寄与する拠点施設として月山ビジターセンターや鶴岡市自然学習交流館「ほとりあ」が整備され、自然とのふれあい活動や環境学習の場として活用されている。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>市民と行政が協力し、自然環境の維持保全に努め、外来生物による生態系への被害防止など地域の貴重な動植物の保護や調査活動を推進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>高館山、大山上池・下池、都沢湿地一帯を自然学習、環境学習のフィールドとして活用するため、庄内自然博物館構想を推進している中で、地元自治会、農業関係団体、自然保護団体、教育関係者、有識者等で構成する庄内自然博物館構想地域推進協議会で湿地の保全や機運の醸成を図ってきた。</p> <p>① また、外来生物による生態系への被害防止のため、それらの駆除活動を平成24年4月に開館した鶴岡市自然学習交流館のサポーターを中心とした一般市民の協力により実施している。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>市民と一体となった環境保全活動を実施するうえでも、調査活動を行いながらより多くの市民に、自然にふれ楽しみながら保全活動ができる体験や知識習得、学習機会の提供について継続して進めていく。</p> <p>近年、湿地の陸地化が進行し、湿地が有する豊かな動植物の生育環境の衰微が懸念されることから、引き続き上記協議会と連携し、市民有志のサポーターによる保全管理活動を実施していく。</p>				

<p>(主な取組み)</p> <p>自然環境への理解や関心を深め、保全意識の高揚を図るとともに、自然体験による学習活動など、自然にふれあう機会を創出します。</p>
<p>(上記に対する評価)</p> <p>子供たちの夏休み期間中に、自然にふれあう機会の創出と本市が自然に恵まれていることを改めて理解してもらうため、自然体験教室を開催している。</p> <p>② また、自然学習交流館を拠点として、自然学習会や自然観察会、保全活動を柱に一般市民に参加を呼びかけて事業展開しているが、リピーターの参加が目立つ。</p>
<p>(今後の方向性)</p> <p>より多くの市民、幅広い年齢層の市民に参加していただくため、事業企画と広報活動の充実に努める。</p>
<p>(主な取組み)</p> <p>高館山自然保養林、ラムサール条約登録地である大山上池・下池、隣接する都沢湿地周辺の豊かな自然条件を活用して、子どもたちが楽しく自然科学について学ぶことができる庄内自然博物館(仮称)を整備します。</p>
<p>(上記に対する評価)</p> <p>③ 高館山、ラムサール条約湿地の大山上池・下池、多様な生物が生息する都沢湿地及びその周辺一帯を自然・環境学習のフィールドや交流の場として活用する庄内自然博物館構想のもとに、その拠点施設として自然学習交流館「ほとりあ」を整備し、平成24年4月23日に開館した。</p>
<p>(今後の方向性)</p> <p>高館山、大山上池・下池周辺の豊かな自然を活用した学習活動を展開しながら、市民が地域の自然環境、文化資源を再認識し、環境保全活動を推進する。</p>
<p>【4 主な課題】</p> <p>庄内自然博物館構想を推進していくうえで、大山地区以外の市民の事業参加が少ないことが課題となっており、特に、保全活動分野においては、より多くの市民の参加による意識高揚が求められることから、環境保全に関心のある市内の組織・団体等の連携について検討が必要と思われる。</p>

章	1	節	4	環境の美化・保全活動の推進
細節	(3)	地域の環境美化・保全		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>生活環境は、大気、水及び土壌などの様々な環境要素が調和して成立しており、快適で質の高い生活を営むためには、各環境要素を良好な状態に維持していく必要がある。そのため、典型7公害に関しては、環境基本法による環境基準と個別法により規制がなされている。</p> <p>海岸漂着ごみについては、平成21年7月に「海岸漂着物処理推進法」が施行され、これに伴い海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的に「山形県海岸漂着物対策推進協議会」が設置され、この協議会において美しいやまがたの海づくりプラン（地域計画）を策定し、海岸漂着物の回収処理を推進していくとともに、発生抑制策も重要であることから、内陸部での不法投棄やポイ捨て防止対策を進めていくこととしている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>本市の公害苦情に関しては、ここ数年水質汚濁（油漏れ）を除いて減少傾向にあり、市民の生活環境は概ね良好な状態にある。引き続き、この状態を保持し将来の世代に継承できるように、市民、事業者、市が一体となって取り組む必要がある。</p> <p>具体的には、地域の環境美化の促進及び市民の環境保全意識を高めるため、市民一斉清掃を始め河川・道路・公園等公共施設などの空き缶等クリーン作戦の推進を図っている。年間延べにして約230団体20,000人がクリーン作戦を実施している。市民一斉清掃には毎年9,500人前後の市民が参加をしている。引き続きパトロールの強化を図るとともに、不法投棄やポイ捨てをさせないよう啓発に努める必要がある。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>事業所に対する公害防止対策の指導や市民生活に伴う環境汚染防止に向けた意識の向上を図るとともに、生活環境の維持、保全に関する苦情や相談に適切に対処します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 大気汚染防止法などの各種の法令や「鶴岡市生活環境保全条例」に基づき、ダイオキシン類などの各種環境分析を実施することで公害の未然防止を図っている。また、典型7公害に関する公害苦情や鶴岡公園周辺のカラス公害についても、適切な対処により良好な生活環境の維持・保全を図っている。また、最近のPM2.5対策については、高感受性者施設への確実な情報提供ということに主眼をおき、これら施設への庁内連絡体制を整備している。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き、市民からの苦情相談には、迅速かつ適切な対応を心がけるとともに、関係機関と協力しながら広報等で市民等への啓発を実施し、公害防止と生活環境の維持、保全に努める。</p>				

	<p>(主な取組み)</p> <p>市民一人ひとりが自然保護や環境保全に深く関わり、自ら行動することの意識の醸成を図り、不法投棄やごみのポイ捨てなどの抑止力の発揮と早期発見のための体制の確立及び情報の発信を進めるとともに、環境被害の防止と速やかな現状回復に努めます。</p>
②	<p>(上記に対する評価)</p> <p>庄内地区不法投棄防止対策協議会、鶴岡市不法投棄監視通報ネットワークによりパトロール、監視カメラ設置、不法投棄防止啓発看板設置、啓発チラシの全戸配布を継続実施しています。</p> <p>また、ネットワークの各種団体からの通報をもとに現地調査を行っている。原状回復検討委員会の結果により回復箇所を決定し、原状回復を実施している。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続きチラシ等による啓発・パトロールの強化等を行うとともに、適正な現状回復に努める。</p>
③	<p>(主な取組み)</p> <p>クリーン作戦などの市民や団体が取り組む環境美化活動を支援するとともに、それらの活動支援の場となるプラットフォームや情報共有のためのネットワークを整備する。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>クリーン作戦実施計画書の提出に基づき回収用袋を提供し、実施後集積したごみの回収・運搬について市が行っている。各地区の環境美化に関する情報については391名の廃棄物減量等・環境保全推進員が市に連絡することになっている。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>市民と行政のパイプ役である廃棄物減量等・環境保全推進員を活用した環境美化への取組み、市民の環境美化意識の高揚を図る。</p>
④	<p>(主な取組み)</p> <p>国内外や河川域からもたらされる海岸漂着ごみによる環境悪化や漁業被害の防止対策を推進し、適切な原状回復に努める。</p> <p>(上記に対する評価)</p> <p>各海岸管理者と連携を図りながら、収集・回収・処理を行っているが、毎年繰り返し漂着するものであり、地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物地域対策推進事業)等を活用しているが、費用の捻出については、今後とも厳しいものと思われる。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>特に漂着物の収集については、海岸地域住民の協力が重要であるため、行政と住民の密接な連携を引き続き強化し現状回復をめざしていく。</p>
<p>【4 主な課題】</p> <p>油漏れ事故による水質汚濁は、減少していない現状にあり、様々な機会をとらえ広報やチラシ等で、更なる注意喚起が必要である。</p> <p>不法投棄・ポイ捨てがなくなる限り環境の美化は維持することは不可能である。より効果的な未然防止策を検討し、実施する。</p> <p>海岸漂着物については、国・県・市・地域住民の役割分担を明確にし、きれいな海岸の維持に努める。</p>	

章	1	節	4	環境の美化・保全活動の推進
細節	(4)	環境教育の推進		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>我が国では、国民一人ひとりの環境保全に対する意識や意欲を高め、持続可能な社会づくりにつなげていくために、平成15年に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」（通称：環境教育推進法）が制定されたが、学校における環境教育の関心の高まりなどを受け、平成23年6月に題名を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」と改めるなど全面改正されている。主な改正は、目的に協働による取組みの推進が追加され、基本理念にも生命を尊ぶことや循環型社会の形成等が追加されている。その他に、地方自治体による推進枠組みの具体化、学校教育における環境教育の充実、環境教育等の基盤強化等、自然体験等の機会の場の提供の仕組み導入、環境行政への民間団体の参加及び協働取組の推進などが追加されている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>本市の環境教育の推進については、平成24年3月に策定した新しい「鶴岡市環境基本計画」でも、5つの基本目標の1つに掲げており、自ら進んで環境問題に取り組む人材の育成と学校や職場はもちろんのこと家庭や地域においても環境教育を推進し、環境意識を高められることから実践しなければならないとしている。</p> <p>具体的には、「環境つるおか推進協議会」が主催となって、市民への意識啓発と実践活動のきっかけづくりを目的に、環境フェアを毎年開催している。また、子どものうちから環境に関心を持ってもらうことを目的に、親子や小学生を対象に教室や講座を開催するとともに、協議会が制作したこども環境かるたを各小中学校に環境ツールとして配布している。さらに、環境に関する講座の開催を小中学校に働きかけ、希望の内容に沿った講師を斡旋する講座や、場所と時間と対象を問わず現地に出向く講座も実施しており、学校や地域から喜ばれている。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>「環境フェア」などの普及啓発イベントを行政、市民団体、企業が協働して開催し、参加者の拡大を図ります。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 昨年度から、環境フェアは環境つるおか推進協議会の単独主催で開催し、内容の充実や団体・企業等の協力により過去最高の参加者(4,300人)となった。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>更なる集客を図ることで環境意識の啓発と実践行動のきっかけづくりにつながるよう、環境つるおか推進協議会において内容等を検討し、今後も継続して開催する。</p>				

(主な取組み)

子どもを対象とした「環境体験教室」や、一般市民向けの「環境講座」などを実施するとともに、住民組織、企業などを対象にした専門的指導や講座の実施など環境教育を拡大強化します。

(上記に対する評価)

環境に関心を持ってもらい環境保全を实践する子供たちや市民を育成する目的で、自然体験教室や親子環境バス、市民環境バスを実施している。また、小中学校への環境出前講座の斡旋や要請によるエコ学習トランク講座も実施している。

(今後の方向性)

今後、国でも学校教育における環境教育の充実に力を入れてきていることから、本市としても関係部課等との連携を強化し、より一層の推進を図っていく。現在、実施している環境教育事業においては、市民が参加しやすい開催日程を設定するとともに、事業内容等に関しても見直し充実を図る。

「環境講座」などの実施については、講師の育成、確保に力を入れ、要請があれば「いつでも」「どこでも」「だれでも」という理念のもと開催していく。

【4 主な課題】

高い環境マインドを持った小中学生等を育成するための「環境出前講座」は、重要な取組みの一つであり、「環境つるおか推進協議会」と連携を図りながらの講師の確保、育成が課題といえる。

章	1	節	5	資源循環型社会の形成
細節	(1)	資源循環型社会への転換		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>国では、低炭素社会を意識した持続可能な循環型社会の構築や地域特性や循環資源の最適化を目的とした地域循環圏の形成に取り組む内容の中長期計画である「第2次循環計画」を策定した。山形県では、平成24年3月に「山形県循環型社会形成推進計画」を改定し、「第2次山形県循環型社会形成推進計画」（ごみゼロやまがた推進プラン）を策定した。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>平成17年の1市4町1村の合併に伴い旧各市町村の「一般廃棄物処理基本計画」を見直し、～環境にやさしい資源循環型社会をめざして～を基本目標に平成18年度から平成27年度までの「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ排出量、リサイクル率等の目標に向け事業の推進を図ってきた。</p> <p>しかし、市民のごみ排出状況が変化しており、中間年にあたる平成23年4月にごみの排出量予測と減量目標並びに計画推進のための具体的方策などについて計画を見直した。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>市民の生活における省資源・省エネルギーに係る具体的な行動を勧奨し、大量消費、大量廃棄から資源循環型の生活様式への転換を促進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 「レジ袋削減運動の推進に関する協定」の締結事業者6事業者においてのマイバッグ持参率は90%台をキープしている。その他の事業者においても多数マイバッグ持参を呼びかけしており、市民(消費者)の多くにマイバッグ持参が浸透してきている。また、コンビニエンスストアにおいても、レジ袋の削減について取り組んできている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>鶴岡市一般廃棄物処理基本計画の目標に向けて分別説明会や立哨指導などの市民密着型の各種事業を実施する。</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>事業活動に伴う環境負荷を低減するため、排出事業者の廃棄物減量化目標の設定とその実行管理を促進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>② 着実に減量化が進んでいるものと思われるが平成24年度における市焼却施設への事業系一般廃棄物の搬入量が増加している。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>事業系ごみ排出についての分析をするとともに、資源化に誘導を図る。</p>				

(主な取組み)

研究機関との連携により地域の環境保全や向上に寄与する技術開発や仕組みづくりを推進します。

(上記に対する評価)

③

低コストで取り組みやすいと言われる、ダンボールコンポストによる家庭から出る生ごみ排出量の抑制に向けた研究・実験、民間事業者による食物残渣の資源化事業への取り組みが行われている。

(今後の方向性)

取り組みやすさと同時に、手数がかかることや製造過程での臭気・虫の発生など、課題もあることから、今後も必要に応じて研究機関・事業者等との情報交換を行うとともに、現在資源化事業に取り組んでいる事業者からも情報収集を行い、他事業者への拡大を図る。

【4 主な課題】

資源化の可能なものが焼却ごみとして多量に排出されている現状を周知していくとともに、できる限り分かりやすい分別の方法を検討する。

章	1	節	5	資源循環型社会の形成
細節	(2)	ごみ減量化・資源化の推進		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>国では、低炭素社会を意識した持続可能な循環型社会の構築や地域特性や循環資源の最適化を目的とした地域循環圏の形成に取り組む内容の中長期計画である「第2次循環計画」を策定した。山形県では、平成24年3月に「山形県循環型社会形成推進計画」を改定し、「第2次山形県循環型社会形成推進計画」（ごみゼロやまがた推進プラン）を策定した。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>平成17年の1市4町1村の合併に伴い旧各市町村の「一般廃棄物処理基本計画」を見直し、～環境にやさしい資源循環型社会をめざして～を基本目標に平成18年度から平成27年度までの「一般廃棄物処理基本計画」を策定し、ごみ排出量、リサイクル率等の目標に向け事業の推進を図ってきた。</p> <p>しかし、市民のごみ排出状況が変化しており、中間年にあたる平成23年4月にごみの排出量予測と減量目標並びに計画推進のための具体的方策などについて計画を見直した。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>市民・事業者・行政の責務の明確化を図り、具体的な実行項目を設定し、廃棄物減量を推進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 生活系ごみ量は平成18年度から減少傾向であったが、平成24年度において前年度より増加に転じた。目標達成が厳しい状況ではあるが、分別指導をできる限り多く開催し市民のごみ減量・リサイクルについて理解を深める。事業系ごみ量は順調に目標達成まであとわずかという状態であるが、生活系ごみ同様平成24年度においては、前年度より増加に転じた。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>ごみ量については、平成24年度においては県内のほとんどの自治体が前年度より増加傾向となっていることから、情報交換等行いながら原因を分析し、ごみ減量の有効な方策について検討する。</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>廃棄物の分別排出、収集、処理の適正化に努め、資源化率向上と廃棄物関連事業コストの低減化を促進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>② 町内会等各種団体に出向いての分別説明会やごみステーションでの立哨指導の回数を増やし適正排出を指導した。しかし、資源化率についてはなかなか向上の兆しが見られない状況となっている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き分別説明会やごみステーションでの立哨指導を強化するとともに収集した資源となるごみをいかに効率的に資源化するか検討を重ねる。</p>				

	<p>(主な取組み)</p> <p>事業者によるリサイクル活動を推進するとともに、市民のリサイクル運動や集団資源回収の支援や拠点回収を推進します。</p>
③	<p>(上記に対する評価)</p> <p>少子高齢化の影響で活動が難しい状況にも関わらず集団資源回収団体数及び回収量は、ここ数年横ばい状態を保っている。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>集団資源回収団体への報奨金制度を継続し、回収量の増加を図る。特に可燃ごみとして排出している雑紙の集団資源回収への排出について周知を図る。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>廃棄物の再資源化について、産学官民での研究、開発を促進するとともに、その有効活用について積極的に取り組みます。</p>
④	<p>(上記に対する評価)</p> <p>食物残渣による肥料化など積極的に取組みを始めた事業者が見られる。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>民間主導型の再資源化を誘導していく。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>下水道などの整備や浄化槽の普及によるし尿の排出量を的確に把握し、適正なし尿の収集と処理に努めます。</p>
⑤	<p>(上記に対する評価)</p> <p>市内3事業者においてし尿の収集運搬を行っている。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>現行の収集・処理を継続する。</p>
	<p>(主な取組み)</p> <p>一般廃棄物の処理施設や最終処分場について、廃棄物の排出抑制などによる現有機能の延命を図りながら、耐用年数や処理能力などを勘案し、将来の処理量に見合った処理施設を整備し、適正な処理及び処分の機能を確保します。</p>
⑥	<p>(上記に対する評価)</p> <p>修繕計画に基づき毎年定期的に設備、機器等の修繕整備及び推計埋立量に基づき定期的に擁壁である土堰堤整備工事など実施し、安定的に適正な廃棄物処理が継続されているが、ごみ焼却施設は、23年を経過し老朽化が進んでおり、H23年度に施設の精密機能検査、H24年度には廃棄物処理施設長寿命化計画書などを策定し、新たなごみ焼却施設整備に向けた施策を講ずることが望ましいとの提案を受けており、今後の施設整備の方向性を明確にすることができた。また、最終処分場については、現在の推計埋立量から終了時期はH30年3月までとされ、H25年3月末現在の埋立比率は71%となっており、次期最終処分場についても検討しなければならない次期に入っている。</p>
	<p>(今後の方向性)</p> <p>循環型社会の構築に即した整備計画を進めるため、循環型社会推進地域計画の策定及び最適で具体的な廃棄物処理施設のあり方を定める施設整備基本構想の策定など行い、引き続き適正な処理、処分に努める。</p>
<p>【4 主な課題】</p> <p>老朽化に伴う焼却施設整備及び次期最終処分場の検討を行う。</p> <p>高齢化社会に向けた現在の分別方法・排出方法の見直しの検討を行う必要がある。</p>	

章	1	節	5	資源循環型社会の形成
細節	(3)	環境に配慮したエネルギーの活用		
<p>【1 社会情勢】</p> <p>従来の地球温暖化問題やエネルギーの安全保障等の問題に加え、東日本大震災に伴う原発事故が発生して以降、安全安心で安定的なエネルギーをいかに確保するかが大きな課題となっている。現在、国のエネルギー政策も大きく見直されており、化石燃料や原発への依存度の低減とともに、再生可能エネルギーの普及拡大や省エネルギーの一層の推進等が求められている。</p>				
<p>【2 本市の現状】</p> <p>これまでの主な取組みとしては、平成 22 年度に緑の分権改革推進事業に取り組んでおり、その中で再生可能エネルギーの賦存量や利用可能量の調査、小規模水力発電の調査研究として、発電適地調査、発電実証実験、事業可能性調査を行うとともに、森林バイオマス関連として事業可能性調査などを行っている。</p> <p>また、現在民間企業や高等教育機関、土地改良区等が連携した小規模水力発電の実証実験をはじめ、民間企業、森林組合等による森林バイオマスを活用した事業展開などが検討されている。</p> <p>市としては、県との連携による各種調査や公共施設への再生可能エネルギーの導入などに取り組んでいるほか、平成 25 年度には本市のエネルギー政策を推進する上での指針となる「鶴岡市地域エネルギービジョン」を策定している。</p>				
<p>【3 主な施策】</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>研究機関などとの連携により、間伐材や剪定枝などの森林の未利用資源や廃棄物(生ごみ、植物残さ、廃食用油等)を活用したバイオマスエネルギーの研究、開発を進めるとともに、その有効利用を促進します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>森林の未利用資源については、平成 24 年度からスギ間伐材利用拡大支援事業を導入し、これまで切り捨てられてきた間伐材のペレット利用を促進している。</p> <p>廃棄物活用については、藤島地域において市内の各給食センターや事業所、一般家庭からの廃食用油をBDF（バイオ・ディーゼル燃料）に生成し、給食の配送車等の燃料として利用するなど、具体的取組みが進められている。また、浄化センターにおいて下水汚泥処理の過程で発生するメタンガスを設備の加温用ボイラーの燃料として利用するなどの取組みも行われている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>森林資源は、本市の特徴的な地域資源であり、間伐材等の森林の未利用資源の活用に引き続き取り組んでいく必要がある。廃棄物のエネルギー利用についても、廃食用油や下水汚泥の活用を拡大していくほか、ごみ焼却施設におけるエネルギー利用設備の導入や下水熱利用等についても調査・研究を行い、推進する。</p>				

(主な取組み)

太陽光など環境負荷の少ない自然エネルギーの活用を推進します。

(上記に対する評価)

現在、民間等による地域資源を活用した再生可能エネルギーの事業化の動きが出てきており、今後もそうした取組みについて、助言、情報提供などの協力を行いながら、一層の事業喚起を図る必要がある。

- ② 市では地域エネルギービジョンを策定し、再生可能エネルギーの導入拡大の基本方針を示しながら、公共施設への太陽光発電設備やペレットボイラー等の導入を推進しているほか、個人や事業者が再生可能エネルギー設備を導入する際に補助を行うなど、その普及促進に努めている。

(今後の方向性)

東日本大震災以降、国や県においても再生可能エネルギーの導入拡大の方向性が示されている。本市においても地域エネルギービジョンの中で再生可能エネルギーの拡大を基本方針のひとつに位置付けており、今後とも再生可能エネルギーの活用について推進する。

【4 主な課題】

平成 25 年 5 月に「鶴岡市地域エネルギービジョン」を策定しており、今後は当該ビジョンの方針に沿った取組みを着実に推進する必要がある。

現在、民間による再生可能エネルギー関連の事業化の動きも出てきており、そうした主体的な取組みについて、支援・協力を行いながら、一層の事業喚起を図るとともに、市も再生可能エネルギーの導入などについて主体性を持って取り組むことが必要である。そうした新たな再生可能エネルギーの導入などにより、一方的に富が流出する構造を転換し、地域に富が循環するエネルギーの地産地消の仕組みの構築をめざしていく。

章	1	節	5	資源循環型社会の形成
細節	(4)	地下水の保全・涵養と適正な利用		
【1 社会情勢】				
<p>地盤沈下等による地下水障害は、全国的には沈静化の傾向にあるが、水資源の涵養域となっている森林において岩石採取や外国資本による山林購入により乱開発が懸念される事案が発生しているため、県では、水資源保全条例を平成 25 年 4 月より施行し、10 月から水資源保全地域における土地取引及び開発行為の事前届出制度を開始することとしている。</p>				
【2 本市の現状】				
<p>本地域は地下水に比較的恵まれ、特に平成 13 年 10 月の広域水道への切替以降は、一部地域で冬期間において変動が見られるものの、地下水位等は安定の傾向にある。</p> <p>西郷地区砂丘地では、環境基準が平成 11 年に改正されて以降断続的に、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過が見られるため、関係機関との連絡調整会議や飲用しないことを関係者に徹底するなどの対策を講じている。</p>				
【3 主な施策】				
<p>(主な取組み)</p> <p>森林や農地の保全を通じて地下水源を涵養するとともに、関係機関と連携し水位や水質の観測を行い、地盤沈下や水質汚染などの環境被害を未然に防止します。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>① 市街地における大規模な地下水位や地盤の低下は発生していないが、西郷地区砂丘地での硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の環境基準超過については、数値が安定せずに変動を繰り返していることから、継続調査と関係者への呼びかけが必要となっている。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き関係機関と連携し、水位や水質の観測を行うとともに、地盤沈下や水質汚染などの環境被害未然防止のための周知啓発活動を実施する。</p>				
<p>(主な取組み)</p> <p>庄内南部地域地下水利用対策協議会などの活動を支援し、地下水の利用者に対して地下水資源の保全のため適正な利用を働きかけます。</p>				
<p>(上記に対する評価)</p> <p>② 同協議会では、地下水や水利用等に関する研修や地下水観測井小屋におけるパネル掲示、環境フェアへの出典による啓発活動、新聞広告を継続して行っており、この活動が会員のみならず市民の意識醸成に貢献している。</p>				
<p>(今後の方向性)</p> <p>引き続き同協議会への支援を行い、地下水源の保全に努める。</p>				
【4 主な課題】				
<p>近年地盤変動の測定において、冬期間に計測可能範囲を超える沈下となっているため、県に対し測定機器の更新を提案している。</p> <p>また、西郷地区砂丘地においては、継続監視調査を実施し、推移を注視する必要がある。</p>				

鶴岡市の地域コミュニティの現状について

市民部コミュニティ推進課

1 経過

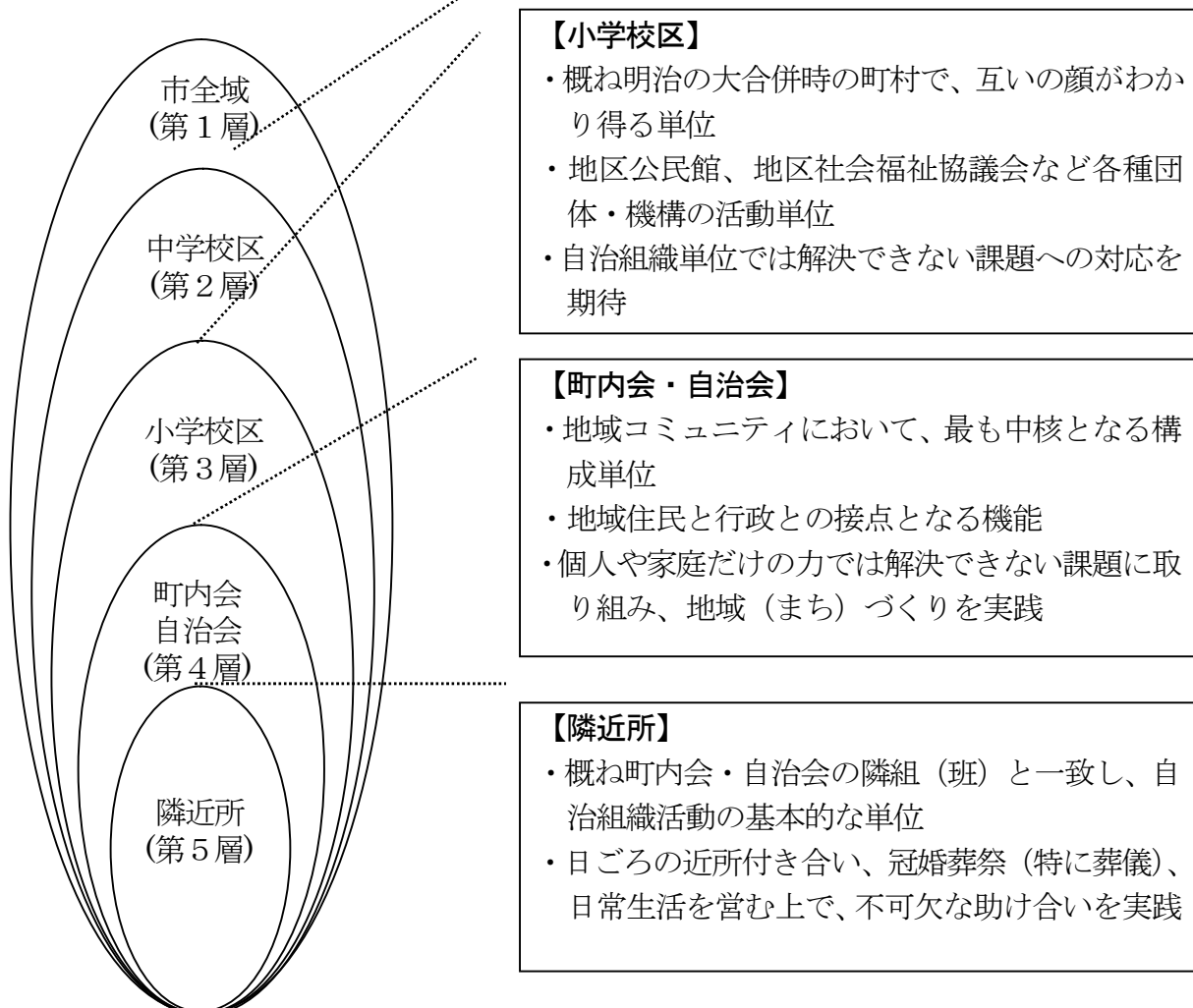
地域コミュニティは、隣近所による高齢者の見守り、自主防災活動、回覧等の行政情報の伝達、ゴミステーションの管理等の環境美化活動など、市民の日常生活を支える基本的なサービスを提供している。しかしながら、人口減少や高齢化、地縁的なつながりの希薄化などに伴い、その担い手が減少しつつあるほか、地域によりその仕組みが異なっている。

このため、実態調査を行うなど現状の把握に取り組むとともに関係者・有識者による検討を重ね、平成24年度末に今後の施策の方向性をまとめた「地域コミュニティ基本方針」を策定した。

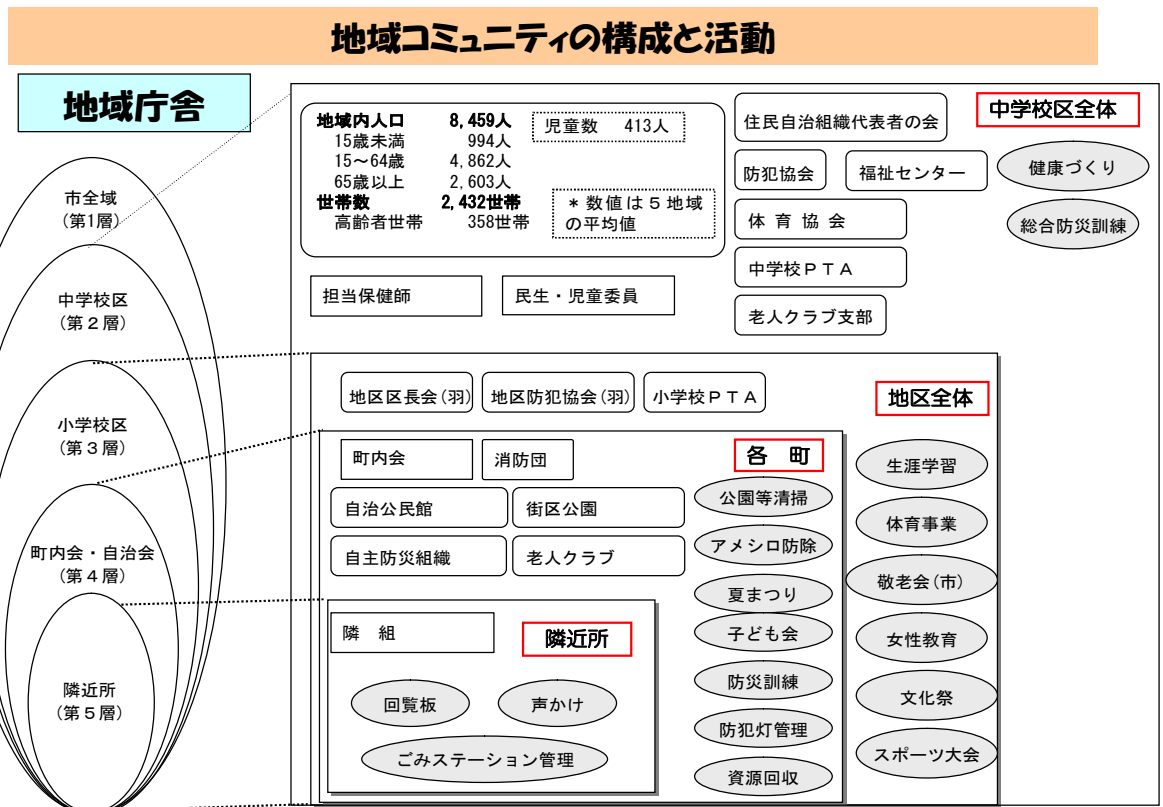
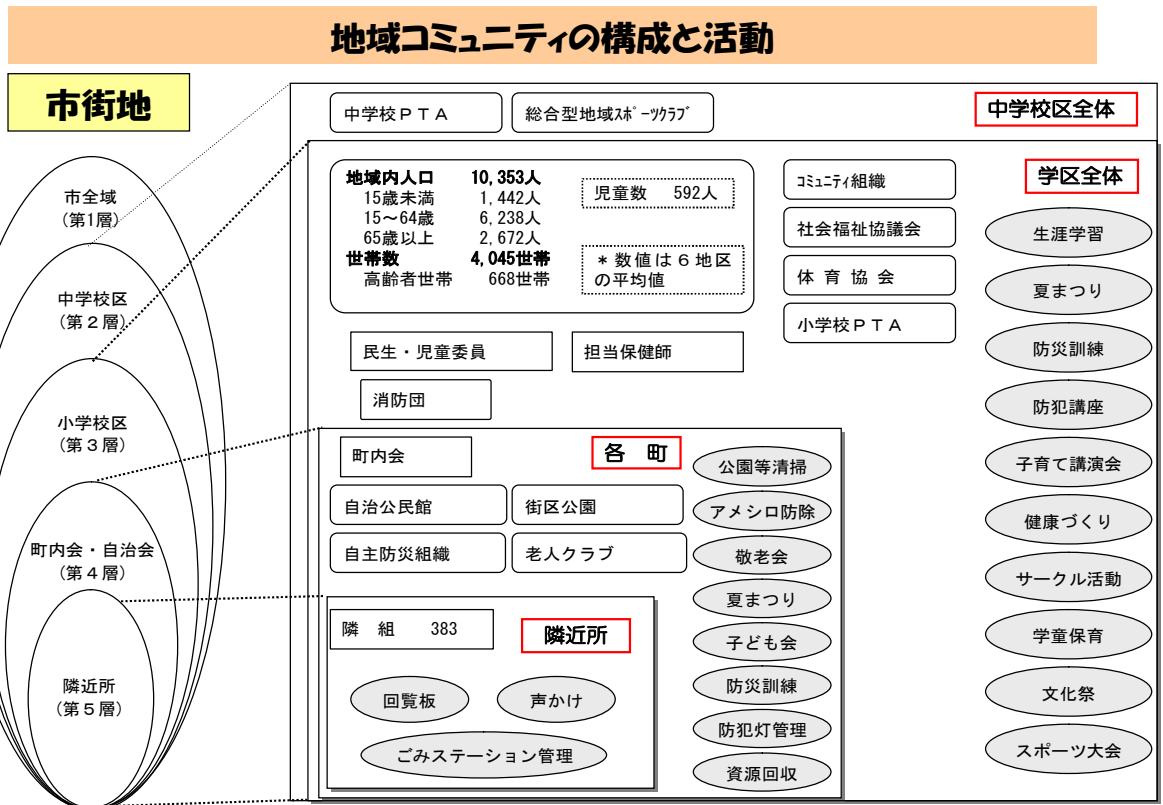
2 地域コミュニティの構造

(1) 重層構造と階層別の機能

【中学校区】＝地域庁舎のエリア



(2) 本市の地域コミュニティのモデル的な構成

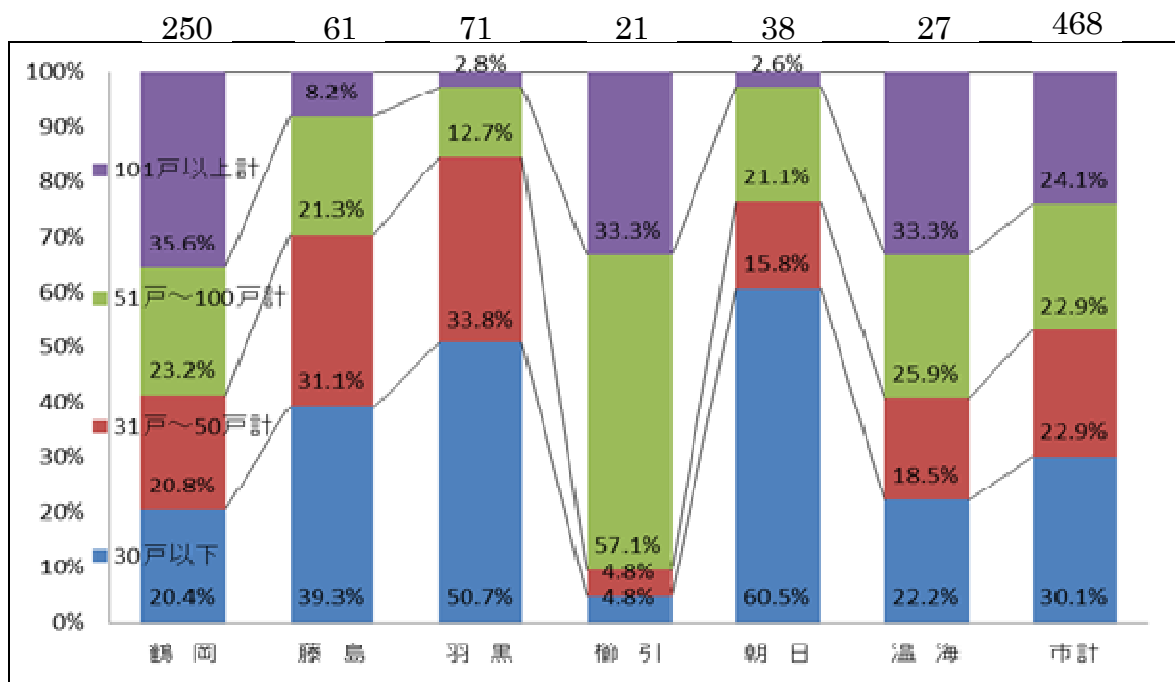


3 住民自治組織の状況

(1) 住民自治組織数（平成 25 年 4 月）

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	鶴岡市
学区・地区	21						21
町内・集落	250	61	71	21	38	27	468

(2) 単位住民自治組織（町内・自治会等）の規模別分布（平成 24 年 4 月）



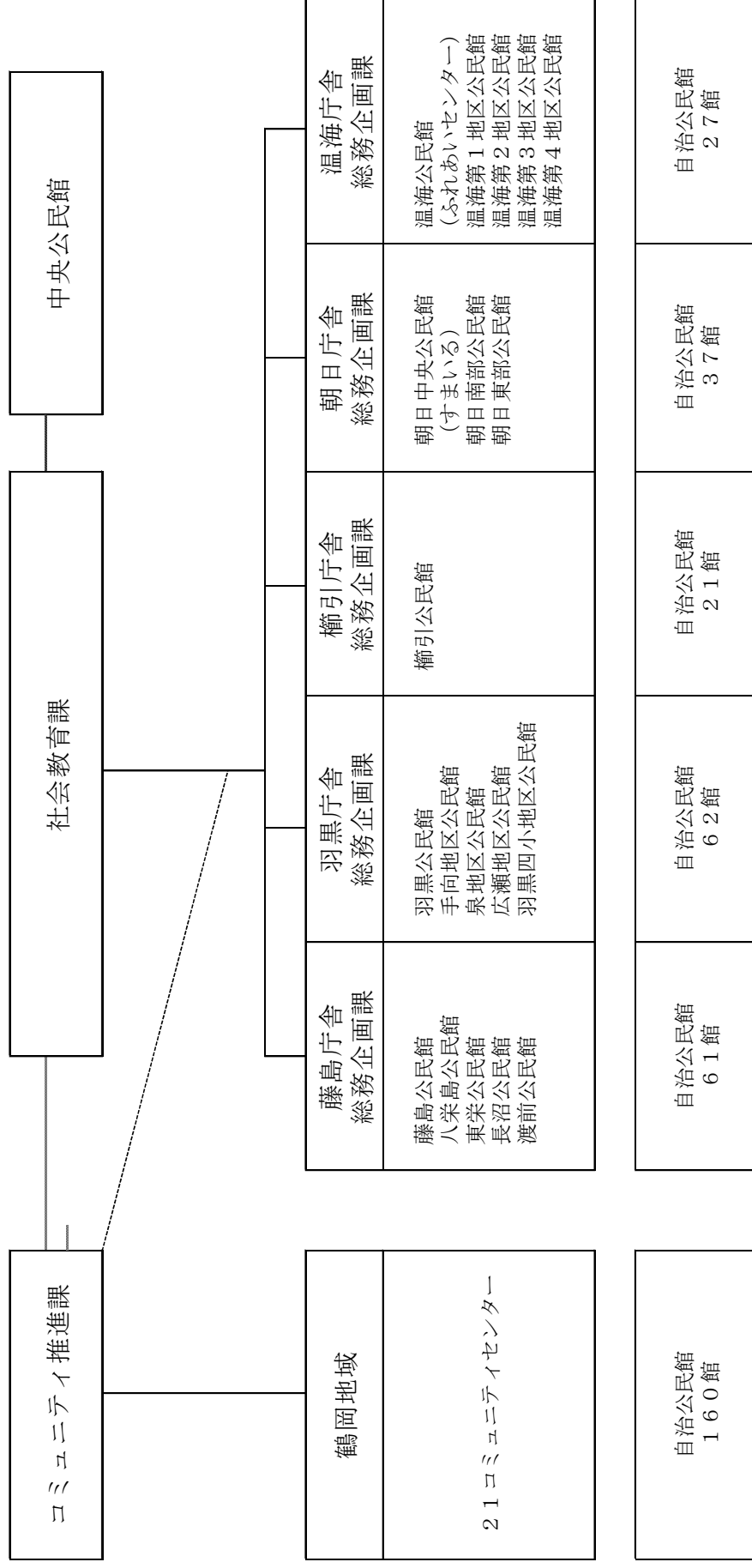
4 活動拠点の状況

(1) コミュニティセンター及び公民館等設置状況等（平成 25 年 4 月）

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	鶴岡市
コミュニティセンター	21	0	0	0	0	0	21
公立公民館	1	5	5	1	3	5	20
公民館類似施設	160	58	62	21	37	27	365
生涯学習推進員（人）*	86	26	19	13	16	14	174
参考：集落・町内組織	250	61	71	21	38	27	468

*市が委嘱する非常勤特別職で、鶴岡地域のコミュニティセンター及び他の地域の地区公民館と連携し、生涯学習事業の実施及び住民の生涯学習活動支援を担う。

(2) 鶴岡市生涯学習活動推進体制



5 地域別人口、自治組織加入率等

地 域		人口 ※1 (平成24年3月末現在)	世帯数 ※1 (平成24年3月末現在)	住民自治組織 加入世帯数※2 (平成24年度当初)	住民自治組織 世帯加入率	住民自治 組織数
鶴岡	市街地	94,619	35,568	21,842	85.3%	102
	郊外地			8,509		148
藤 島		11,137	3,145	3,047	96.9%	61
羽 黒		9,046	2,565	2,408	93.9%	71
櫛 引		7,783	2,115	2,037	96.3%	21
朝 日		4,834	1,381	1,276	92.4%	38
温 海		8,727	2,950	2,870	97.3%	27
計		136,146	47,724	41,989	88.0%	468

※1 人口及び世帯数は住民基本台帳に基づく数値

※2 住民自治組織加入世帯数は、各組織からの申告による数値

6 現状・課題

地域コミュニティ実態調査などで把握された現状について、6つの観点から整理したのですが、内容は必ずしも全ての組織や地域に該当するものではなく、また課題の程度においても差異がみられる状況です。差異が生じる背景としては、集落（自治会）の成り立ちが異なる農村部と市街地で実態に差がみられるほか、市街地でも中心部と新興住宅街、農村部でも市街地からの距離や地形的な違い、あるいはこれまでの旧市町村ごとの施策の違いなどにより、地域コミュニティの実態に相違がみられるものと考えられます。

(1) 町内会・自治会の運営・活動にみられる状況について

- ① 全般的な傾向として世帯数の減少は緩やかであるが、人口は新興住宅地を除き減少しており、中心市街地や中山間地域では世帯数、人口とも減少が目立ち、将来の自治会の維持に対し不安の声が聞かれる。
- ② 世帯数・人口の減により、町内会等運営や公民館整備における各世帯の負担の増加が懸念され、活動の参加者・担い手、後継者の確保も難しくなるとみられる。
- ③ 一部には隣接する自治会との連携を模索する動きや、合併の事例もみられるとともに、行政として自治会の合併推進を期待する意見もあるが、神社や財産等の取り扱いなどがネックとなっている。
- ④ 市街地、郊外地共通の課題として、空き家の増加の指摘があり、環境面の悪化や災害による倒壊などが懸念されている。

- ⑤小規模の自治会では、役員は複数の役職を兼ねる場合も多く、また行政やコミセンからの依頼業務が増加傾向にあることも役員のなり手不足に影響している。
- ⑥主に市街地では、ゴミの分別が守られずに回収されないゴミへの対応が役員の負担になっている。

(2) 高齢化による影響について

- ① 高齢者のみの世帯の増加により、隣組長の担い手が減少する一方、町内会等で高齢者の見守り活動等が行われるようになるなど、担い手不足と相俟って町内会等の活動の負担増となっている。また、高齢者の会費の未納事案も増加傾向にあると指摘されている。
- ② 高齢世帯では、冬季間の除排雪を隣近所の協力や業者委託等で何とか対応しているが、老々介護や自家用車を運転できない場合は買い物や通院に不安を抱えている。
- ③ 一部地域では、老人クラブの結成率が低下し、老人クラブが行ってきた公園や公民館の清掃活動などの社会奉仕活動の停滞が懸念される。また様々な事情から老人クラブ等に加入していない高齢者も相当いるとみられ、日ごろの活動の場がないことにより、引籠もりなどにつながるものが心配される。
- ④ 高齢化に伴う経済活動や共同作業の停滞により、今後、山野、農山村の環境保全面の維持ができるか懸念される。

(3) 防災活動の現状について

- ①全国的に地震や豪雨による罹災が相次いでいることなどから、市民の防災意識は高まっており、自主防災組織の結成率は98%となっているが、自主防災組織の設置が必ずしも日ごろの防災活動には結びついていない状況がうかがわれる。
- ② 消防団の状況調査結果から、特に過疎中山間地域では、昼間に活動できる消防団員がほとんどいない状況が浮き彫りになっている。平成21年度から導入された消防団OBによる消防団活動協力員を活用する動きも見られる。
- ③ 要支援者マップづくり取り組む際に、個人情報保護を盾に情報が得られないという課題がある。

(4) 広域的なコミュニティ活動について

- ① 鶴岡地域では小学校区単位にコミュニティ組織が設置されコミセンを管理運営しながら地域活動に取り組んでいるが、鶴岡市街地では、町内会とコミュニティ組織、学区社会福祉協議会等の各種団体がそれぞれに活動し、地域内での連携・役

割分担が不十分との指摘がある。

- ② 鶴岡地域の郊外地では、昭和の合併以前からのまとまりもあり、自治会や団体業務の一部についてコミセンから協力を得ているなどの事例もある一方、コミセンまでの距離が活動促進のネックになっているとの指摘がある。
- ③ 庁舎地域では、櫛引地域を除き概ね小学校区を単位とした地区公民館事業が行われているが、地域によって体制などに差異がある。また事業を通じた人のつながりはあるものの、地区公民館のエリアに対するコミュニティ意識は薄い傾向にある。
- ④ 櫛引地域では自治組織の合併を推進し、単位自治組織の規模拡大と自治公民館活動の推進による機能強化を図ってきた。

(5) 住民生活と住民意識について

- ① 市街地に比べて郊外地では地域活動にかかる時間的、経済的な負担が大きい傾向にある。また、通勤、通学、通院等の移動にかかる負担感も大きい。
- ② 郊外地では、移動販売車による日用品の購入もみられるが、品揃えは十分とはいえない。
- ③ 郊外地においても、若中年層を中心にサラリーマン化が進み、休日や夜間勤務など就労環境が複雑化していることから、例会や共同作業に皆が集まれなかったり、祭りや近所の葬儀の手伝いのために休暇を取得しづらいなど、コミュニティ活動に影響を与えている。
- ④ 住民意識そのものも、自分の趣味を重視するなど地域行事をわずらわしいと感じている人が増える傾向にあり、帰属意識の低下がみられる。
- ⑤ 母子家庭の増加、景気低迷を背景とした低所得者層の増加がみられる。
- ⑥ 冠婚葬祭の助け合いとして機能してきた契約講が縮小傾向にあるなど、結いの精神の希薄化が懸念される。
- ⑦ 人口減少、高齢化が著しい集落では、集落の将来に対する不安感を抱くとともに、あきらめの意識もみられる。

7 地域コミュニティを取り巻く背景

- ①人口減少、高齢化の進行
- ②市民ニーズの多様化、就業構造、核家族化、ライフスタイルの変化
- ③地域コミュニティの仕組みや支援内容の地域単位による相違
- ④農林水産業の低迷

8 地域コミュニティの仕組みや町内会等への行政支援

		鶴岡		藤島	羽黒	楯引	朝日	温海
		市街地	郊外地					
単位自治組織名 (組織数)		町内会 (102)	町内会、住民会 自治会 (148)	町内会 (61)	— (71)	地区自治会 (21)	— (38)	自治会 (27)
代表者名 (特別職制度)		町内会長 (—)	町内会、住民会 自治会長 (—)	町内会長 (〇)	区長 (〇)	区長 (〇)	駐在員 (〇)	自治会長 (—)
連合組織名		町内会連合会		町内会長連絡 協議会	区長会	区長会	駐在員連絡協議会	自治会長会
広域組織 (組織数)		コミュニティ振興会 協議会 (6)	自治会、 自治振興会 (15)	—	—	—	—	—
広域活動拠点名称 (館数)		コミセン (6)	コミセン 他 (15)	地区公民館 (5)	地区公民館 (4)	地区公民館 (1)	地区公民館 (3)	地区公民館 (自治公併用)(4)
視点の管理体制		広域組織 (指定管理)	広域組織 (指定管理)	市直営	市直営	市直営	市直営 (非駐在)	地元自治会 (自治公として)
自治会活動補助金		鶴岡市町内会 運営事業補助金	鶴岡地域住民会 等運営交付金	—	—	旧楯引町集落 自治振興交付金	朝日地域行政 運営交付金	旧温海町自治会 総合交付金
連合組織 活動 補助金	運営補助	鶴岡市町内会 連合会	—	町内会長連絡 協議会 運営補助金	—	—	—	—
	研修補助	事業補助金	—		羽黒区長会研修 補助金	楯引区長会研修 事業補助金	朝日地域駐在員 研修事業補助金	—
自治公民館 活動支援	運営補助	公民館類似施設整備等 補助金(ソフト)		—	—	楯引地域生涯学習事業 費補助金	—	公民館類似施設 事業振興費補助金
	建設補助	旧鶴岡市公民館類似施設建築 資金融資あっ旋制度		公民館類似施設整備等補助金(ハード)				
				新築:3割 500万上限 改修:3割 75万上限	新築:5割 500万上限 改修:5割 200万上限	新築:1/3 300万上限 改修:1/3 33.3万上限	新築:5割 1,000万上限 改修:1/3 700万上限	新築:なし 改修:1/3 上限なし
防犯灯電気料	集落内	防犯灯料補助金 (95%補助)		—	—	—	△ (一部行政運営 交付金)	△ (一部総合交付金)
	集落間			市	市	市		
防犯灯新設	集落内	旧鶴岡市街路灯補助金 (1/2補助、上限あり)		市	旧羽黒町防犯灯整備 補助金 (1/2補助、上限無し)	旧楯引町防犯灯施設 整備事業補助金 (1/3補助、上限無し)	市	市
	集落間	市		市	市	市	—	
防犯灯更新	集落内	旧鶴岡市街路灯補助金 (1/4補助、上限あり)		—	旧羽黒町防犯灯整備 補助金 (1/2補助、上限無し)	—	市	市
	集落間			市	市	市	—	
防犯灯修繕	集落内	—		—	—	—	—	—
	集落間			市	市	市		
衛生業務交付金		衛生業務交付金		—	—	—	—	—

鶴岡市地域コミュニティ基本方針の概要について 1/3

H25.4 コミュニティ推進課

地域コミュニティを取り巻く背景

- ①人口減少、高齢化の進行
- ②市民ニーズの多様化、就業構造、核家族化、ライフスタイルや帰属意識の変化
- ③地域コミュニティの仕組みや支援内容の旧市町村単位による相違
- ④小学校区の再編
- ⑤農林水産業の低迷



主な地域コミュニティの現状

- <市民生活>
 - 社会的弱者の見守りニーズ、特に高齢者世帯の増加により、移動、除雪、介護等、個人で解決できない課題等の増加が見込まれる
- <単位自治会>
 - 人口減少、高齢化等による、組織、活動、資金各面の縮小傾向の中、住民同士の交流、協働の機会も減少しており、今後、単位町内会での解決が困難な課題が増えてくることが予想される
- <地区・小学校区>
 - 地域ごとにコミュニティの単位、仕組み、行政との連携、行政支援の内容が異なっている

《基本理念》 市民がまちづくりの主役として、個性あふれ豊かさを実感できる地域社会を築く地域コミュニティの構築

地域コミュニティが果たす役割と目指す姿

(1) 地域コミュニティの果たす役割

- ①まちづくり活動の主体となる地域コミュニティ
身の回りの課題の解決や魅力ある環境づくりにおいては、地域の事情やニーズを理解している住民自身に関わることが肝要であり、地域コミュニティが主体となって活動に取り組みます
- ②年齢やライフステージに応じて活動に関われる地域コミュニティ
誰もが無理なく地域の活動に参加できるよう、青年期・中年期・壮年期などの各年齢期や、結婚・子育て・退職などのライフステージに応じて柔軟に関われる環境づくりを進めます

(2) それぞれの単位の目指す姿

- ①個人・家庭
幼少期からこどもたちの郷土愛を育むとともに、地域活動に対する理解を深めます
- ②隣近所や隣組
互いに気を配り、いざというときに頼りになる近隣関係を構築します
- ③単位自治組織(町内会、住民会等)
個人では対応が難しい解決の課題や行政情報の伝達、住民要望の集約に取り組みます
- ④広域的なコミュニティ組織
単位自治組織をまたがる広域的な課題の解決や地域資源を活かした地域づくりなどを推進するため、地域活動のコーディネート機能を発揮します

地域コミュニティ基本方針(平成24年度策定)

鶴岡市地域コミュニティ基本方針の概要について2/3

自治組織に望まれる取り組みや機能

(1) 単位自治組織(町内会、住民会等)

市内には現在468の単位自治組織がありますが、立地条件や、組織の規模等により、活動内容が異なっています。いずれの場合においても、少子高齢化や帰属意識の低下などより、活動の担い手が減少傾向にあり、一部の役員等の負担が増えています。今後、持続可能な活動を目指すうえで、担い手を確保することが多くの組織において共通の課題となっており、次のような取り組みが望まれます。

①誰もが参加できる開かれた活動

- ・総会資料などの作り方に工夫を加え、活動方針や重点的な取り組みを明示したり、広報紙を作成・配布し自治会活動を周知したりするなど、活動への理解やコミュニティ意識の醸成を図る取り組み
- ・役員交代や協力体制のルール化など、組織体制、任期の定め方などの点検・見直し

②話し合いの機会の創出

- ・地域づくりの基礎となるコミュニケーションを促進し、情報を共有するための話し合いの機会の確保
- ・単なる承認手続きの場に止まらず、実質的な話し合いの機会となり、事業内容に反映される話し合いの場づくり

③無理のない活動

- ・住民の合意に基づき活動の優先順位や内容の見直しを行い、組織の実態に応じた「無理のない」運営の実現

④人材発掘・育成

- ・定年退職した人や、結婚や転勤などに伴い、新しく住民になった人でも、気軽に参加のできる機会の提供
- ・仲間づくりや参加者の拡大を図るため、あきらめずに誘い続ける「声がけ」の実践
- ・子どもたちが成長した際、「ここで暮らしていきたい」と思えるような郷土愛を育む地域活動の実践

(2) 広域的なコミュニティ組織

単位自治組織の機能維持が難しくなっている昨今、広域的な取り組みへの期待が高まっていることから、今後は、単位自治組織や各種団体等とも連携した広域的なコミュニティの組織化や、活動基盤の強化が望まれます。広域的なコミュニティ組織の事務局は、住民により近い立場にある地域活動の専門家として、今後の地域づくりにおいて重要な役割を担うことが期待されます。

①地域課題の把握と解決に向けた取り組み

- ・地域の課題を整理し、取り組みに反映するため、住民の声を反映した地域ビジョンづくり
- ・地域課題の解決に向け、地区内の単位自治組織や、各種団体、人材等の地域資源を生かした取り組みや、必要に応じて行政と協調した事業の実施

③市民活動の育成やコーディネート

- ・地区内でそれぞれの目的のため活動を行うサークルやPTA等の組織や団体の設立の支援や、活動しやすい環境の整備
- ・組織や団体相互の交流や他の地域活動への関わり合いを設けるなどし、住民の活動の場を広げるコーディネート機能の発揮

②単位自治組織の支援や機能分担

- ・少子高齢化に伴い、今後縮小傾向が見込まれる単位自治組織の機能を補完したり、より積極的に機能分担を進めたり、適切な支援やアドバイスをしたりすることができ体制づくり

鶴岡市地域コミュニティ基本方針の概要について3/3

主要な行政施策

(1) 地域課題を解決に導く地域コミュニティ支援の推進

① 協働の体制づくり

優先的に取り組む課題、解決に向けた施策や手法、役割分担等について、市民や地域の声を施策に反映できる体制づくり

② 地区担当職員制度の導入

地域が主体となって地域の事情に応じた課題解決や地域づくりに取り組むうえで、行政の情報やノウハウを活かせるよう担当職員を配置

③ 各種補助金の総合交付金化

各種補助金の交付にかかる負担を軽減するとともに、地域事情に応じた取組みが推進されるよう、従来の補助金をまとめて交付する総合交付金制度を導入

④ 生涯学習事業のステッパップ

地域課題の解決や地域づくりに繋がるよう、事業のあり方や行政支援のあり方を検証・見直し

(2) 広域的なコミュニティ機能の強化

① 広域的なコミュニティ組織づくりと育成支援

単位自治組織の機能を補い創造的な活動を担う地区公民館等の区域を単位とした組織づくりと支援

② 広域的なコミュニティ活動拠点の整備

社会教育施設の地区公民館は、福祉、防災、地域づくりなど総合的な地域活動拠点として「地域活動センター」（仮称）に発展的に再編

関連する行政施策

関係局による関連施策については、組織内の連携を図るとともに、地域の関係者の意見を反映しながら取り組めます。

- ① 人的、財政的支援
- ② 人材育成、市民意識啓発
- ③ 情報収集と提供
- ④ コーディネート機能の発揮
- ⑤ 災害に強い地域づくりの推進
- ⑥ 福祉によるまちづくりの推進
- ⑦ 居住環境の改善
- ⑧ 産業の振興や就業の場の確保の推進
- ⑨ 地域とつながる学校教育の推進
- ⑩ 生涯スポーツの推進
- ⑪ 伝統文化・民俗芸能等の伝承・育成の支援
- ⑫ 後継者確保の推進

進め方

(1) 市民、地域、行政による推進体制の構築

外部関係者を含む「地域コミュニティ活性化推進委員会」の設置

(2) 地域事情に配慮したコミュニティ施策の推進

① 6地域ごとの「地域コミュニティ推進計画」（仮称）の策定 ② 地域庁舎機能の見直し

防災基盤の強化

1 津波浸水域予測図の見直し（平成24年3月山形県公表）

(1) 想定地震の震源及び規模

震源：佐渡島北方沖地震

規模：M8.5

(2) 庄内沿岸の予想津波高

	津波高 (m)	第1波到達時間 (分)
鼠ヶ関	7.3	21
早田	7.1	20
小岩川	7.5	19
大岩川	7.3	19
温海	8.0	18
米子	7.6	18
暮坪	7.3	18
鈴	7.3	18
五十川	7.2	17
堅苔沢	8.3	18
小波渡	7.7	18
三瀬	7.4	19
由良	8.3	19
油戸	8.6	20
今泉	8.0	20
加茂	8.1	21
金沢	8.7	21
宮沢	8.3	19
湯野浜	8.8	22

2 災害応援協定の締結状況

協 定 先	協 定 名
県内の市町村	大規模災害時における山形県市町村広域相互応援に関する協定
鶴岡管工事協同組合	水道施設の災害に伴う応援協定
山形地方気象台	計測震度計データの分岐に関する申し合わせ
山形県	山形県震度情報ネットワークシステムに係る施設の設置及び管理運用に関する協定
鶴岡郵便局長	災害時における鶴岡市内郵便局、鶴岡市間の協力に関する覚書
鶴岡災害バイク協力隊	大規模災害時における交通手段確保に関する協定
鶴岡地区危険物安全協会	大規模災害時における支援協力に関する協定
アマチュア無線鶴岡クラブ	大規模災害時における支援協力に関する協定
山形県及び県内市町村	山形県消防防災ヘリコプター応援協定
東京都墨田区	鶴岡市と墨田区との防災応援相互協定
鶴岡市農業協同組合	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
庄内たがわ農業協同組合	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
武田商店	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
山形県生活協同組合連合会	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
NPO 法人コメリ災害対策センター	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定
庄内環境保全協同組合	災害時における汚水及び浄化槽汚泥等の収集運搬等に関する協定
山形県建設業協会鶴岡支部	大規模災害時における支援協力に関する協定
仙台コカ・コーラボトリング株式会社庄内営業所	災害時における飲料水の供給に関する協定
兵庫県篠山市	災害時相互応援に関する協定
新潟県胎内市	災害時相互応援に関する協定
一般社団法人 山形県解体工事業協会	地震等大規模災害時における建築物等の解体撤去等に関する協定

地域防災力の確保

1 自主防災組織（平成25年4月1日現在）

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	計
町内会数	250	61	71	21	38	27	468
結成数	248	61	71	21	37	27	465
全世帯数	35,990	3,162	2,577	2,141	1,369	2,947	48,186
組織されている地域世帯数	35,990	3,162	2,577	2,141	1,357	2,947	48,174
組織率	100%	100%	100%	100%	99.7%	100%	99.9%

2 自主防災組織指導者講習会（平成11年度より実施）

平成24年度の受講者 35名

平成24年度までの受講者 676名

3 ブラッシュアップ講習会（平成23年度より実施）

平成24年度の受講者 12名

平成24年度までの受講者 42名

4 ハザードマップ作成状況

（1）津波ハザードマップ

○鶴岡地域 湯野浜・宮沢／金沢／加茂・今泉／油戸／由良／三瀬／小波渡／
堅苔沢

○温海地域 五十川／鈴／暮坪／温海／釜谷坂／宮名・浜中／小岩川／早田／
鼠ヶ関

（2）洪水ハザードマップ

○鶴岡地域

・はん濫想定：赤川 第一学区～第六学区、斎、京田、栄、西郷地区版
第一学区～第六学区版

・はん濫想定河川：大山川 京田・栄・大山・西郷地区版
大泉・田川・上郷地区版

・はん濫想定河川：三瀬川 三瀬地区版

○藤島地域

・はん濫想定河川：最上川、赤川、藤島川、京田川

○羽黒地域

・はん濫想定河川：赤川、藤島川、黒瀬川

○櫛引・朝日地域

・はん濫想定河川：赤川、青龍寺川、内川

○温海地域

- ・はん濫想定河川：五十川
- ・はん濫想定河川：温海川
- ・はん濫想定河川：庄内小国川
- ・はん濫想定河川：鼠ヶ関川

(3) 土砂災害ハザードマップ

○鶴岡地域 青龍寺（黄金地区）／滝沢（黄金地区）／岡山（大泉地区）／小波渡（小堅地区）／堅苔沢（小堅地区）／由良地区／加茂／今泉（加茂地区）／油戸（加茂地区）／金沢（加茂地区）／菱津（大山地区）

○藤島地域 添川

○櫛引地域 黒川上／西荒屋／松根

○温海地域 温海温泉／小岩川／戸沢／鍋倉／鼠ヶ関

5 市の土砂災害危険区域箇所数

地域名	急傾斜崩落危険区域				危険種別		
	地区名	箇所数	危険住宅		地すべり	崖くずれ	土石流
			戸数 (戸)	人口(人)			
鶴 岡	湯野浜	7	114	294	0	7	4
	加 茂	11	124	366	0	11	5
	由 良	3	83	249	0	3	0
	三 瀬	5	21	60	0	5	3
	小 堅	8	61	200	1	7	1
	西 郷	2	7	15	0	2	0
	大 山	5	48	158	0	5	1
	上 郷	23	176	627	2	22	9
	大 泉	9	69	270	1	8	2
	田 川	15	104	375	6	9	6
	湯田川	7	69	227	2	7	2
	黄 金	4	19	76	1	4	1
小計		99	895	2,917	13	90	34
藤 島		5	38	146	0	0	7
羽 黒		3	30	150	0	5	3
櫛 引		9	18	59	1	1	7
朝 日		91	444	1,884	7	26	58
温 海		68	552	1,780	14	54	22
合計		275	1,977	6,936	35	176	131

6 予想される孤立集落

地域名	集落数	戸数	人口
鶴岡地域	1	2	8
藤島地域	1	1	4
羽黒地域	0	0	0
櫛引地域	1	27	99
朝日地域	15	307	1,076
温海地域	25	2,395	6,863
計	43	2,732	8,050

自主防災活動への参加促進と活動の充実

1 自主防災組織（平成25年4月1日現在） ※再掲

	鶴岡	藤島	羽黒	櫛引	朝日	温海	計
町内会数	250	61	71	21	38	27	468
結成数	248	61	71	21	37	27	465
全世帯数	35,990	3,162	2,577	2,141	1,369	2,947	48,186
組織されている地域世帯数	35,990	3,162	2,577	2,141	1,357	2,947	48,174
組織率	100%	100%	100%	100%	99.7%	100%	99.9%

交通安全教育の推進

1 鶴岡市交通事故発生状況

年	発生件数	死者数	負傷者数
22年	832	6(県全体 51)	1,054
23年	849	8(県全体 50)	1,024
24年	731	4(県全体 37)	863

2 24年度鶴岡市交通安全指導実施状況（市全域）

区分	回数	人数					
		計	幼児	小学生	親	高齢者	その他
かもしかクラブ	247	20,262	14,242	0	6,001	19	0
かもしかクラブ外幼児	13	713	525	0	188	0	0
小学校	50	4,454	0	4,288	166	0	0
老人クラブ	25	707	0	0	0	707	0
高齢者実践教室	23	835	0	0	0	835	0
その他	1	30	0	0	0	0	30
計	359	27,001	14,767	4,288	6,355	1,561	30

3 高齢者ドライバーの交通安全対策

本市の65歳以上の運転免許証所有者 19,618人（21.8%） 県平均（20.9%）

地域の防犯体制の強化

1 刑法犯 認知件数・犯罪率（平成24年 鶴岡市確定値）

認 知 件 数			犯 罪 率	
平成24年 12月末	前年同期比		平成24年 12月末	前年 同期比
	増減数	率(%)		
541	-165	-23.4	403.6	118.2

※「犯罪率」とは、人口10万人当たり何件の犯罪が発生しているかを表す。

※「刑法犯」：凶悪犯・粗暴犯・窃盗犯・知能犯・風俗犯・その他の刑法犯

2 街頭犯罪等 認知件数（平成24年 鶴岡市確定値）

街 頭 犯 罪 等		侵入窃盗		自転車盗		車上ねらい		万引き		
平成24年 12月末	前年同期比		平成24年 12月末	前年 同期比	平成24年 12月末	前年 同期比	平成24年 12月末	前年 同期比	平成24年 12月末	前年 同期比
	増減数	率(%)								
236	-91	-27.8	72	+3	54	-52	32	-23	78	-19

1 平成24年住宅火災の状況

(1) 出火件数

平成24年の住宅火災は12件で、前年から半減している。「出火件数」、「焼損棟数」、「焼損床面積」、「死者」、「負傷者」、「損害額」の全てが、過去5年間で最も少なくなっている(第1表)。

第1表 住宅火災の発生状況(過去5年間)

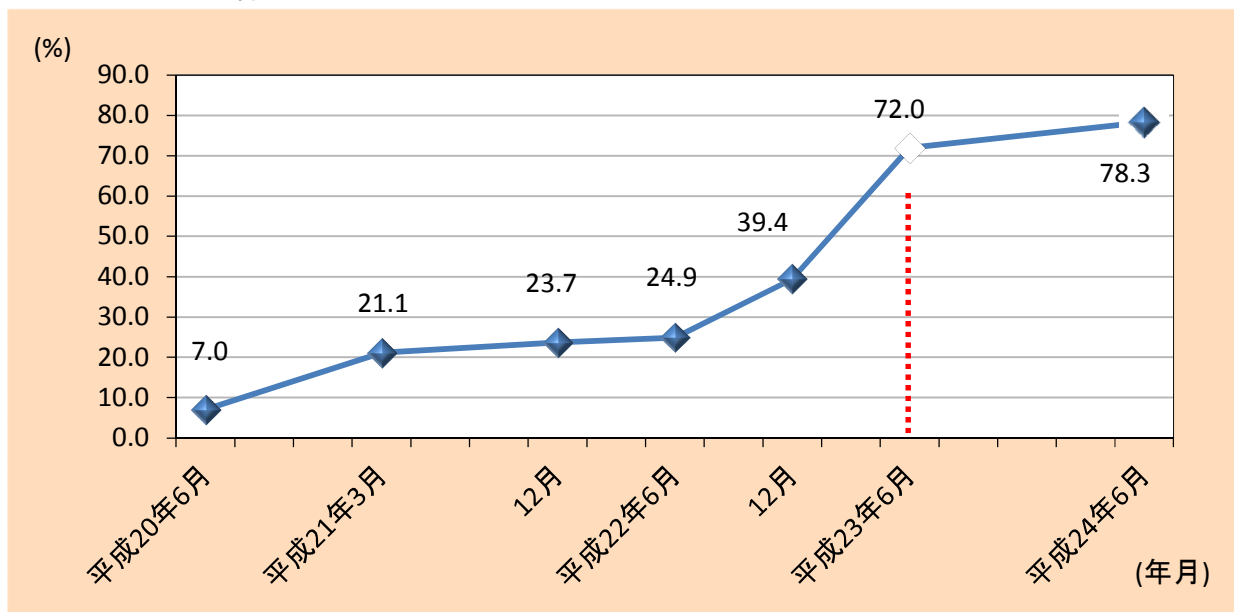
区分 年別	出火件数 (件)	焼損棟数 (棟)	焼損床面積 (㎡)	死者 (人)	負傷者 (人)	損害額 (千円)
平成20年	27	29	2,477	6	17	189,540
平成21年	22	33	2,031	2	8	115,258
平成22年	24	28	1,116	4	4	53,098
平成23年	24	27	1,674	4	6	108,880
平成24年	12	15	784	1	1	20,845
合計	109	132	8,082	17	36	487,621

(2) 住宅用火災警報器の設置率

「住宅用火災警報器」の設置率は、平成22年6月時点の24.9%から急激に向上し、完全義務化となった平成23年6月時点では72.0%に達している。また、平成24年6月時点では78.3%となっている(第1図)。

参考値として、平成24年6月時点における全国の設置率が77.5%、山形県の設置率が79.5%となっている。

第1図 住宅用火災警報器の設置率の推移



(3) 出火箇所別の状況

出火箇所別にみると、居室からの出火が 9 件(75.0%)で最も多く、次いで台所が 2 件(16.7%)、外周部が 1 件(8.3%)の順となっている。

また、居室のうち寝室が 7 件で住宅火災の 58.3%を占め、寝室から出火した火災で死者が発生している(第 2 表)。

第 2 表 住宅火災の出火箇所状況

区分 出火箇所別	件数 (件)	構成比 (%)	焼損棟数 (棟)	焼損床面積 (㎡)	死者 (人)	負傷者 (人)	損害額 (千円)
居室	9	75.0	12	777	1	1	20,395
寝室	7	58.3	8	291	1		5,864
台所	2	16.7	2	7			421
外周部	1	8.3	1				29
合計	12	100.0	15	784	1	1	20,845

(4) 死傷者の状況

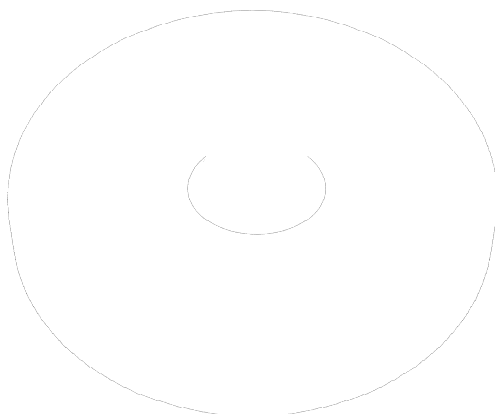
住宅火災による死者は 1 人で前年に比べ 3 人(75.0%)減少し、負傷者も 1 人で 5 人(83.3%)減少している。

過去 5 年間で発生した 109 件の住宅火災をみると、17 人が亡くなっている(第 1 表)。

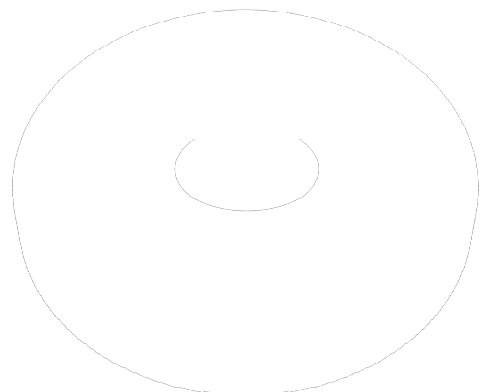
この発生経過は、「逃げ遅れ」が 10 人(58.8%)で最も多く、次いで「出火後再進入」と「放火自殺」が各 1 人となっている(第 2 図)。

また、65 歳以上の高齢者は 10 人で、「逃げ遅れ」が 8 人(80.0%)となっている(第 3 図)。

第 2 図 死者の発生経過(過去 5 年間)



第 3 図 高齢者の死者の発生経過(過去 5 年間)



(5) 出火原因

出火原因をみると、「こんろ」と「たばこ」が各 2 件で最も多く、次いで「ストーブ」が 1 件となっている(第 3 表)。

「こんろ」が出火原因となった 2 件の火災は、いずれも共同住宅の台所から発生している。どちらにも住宅用火災警報器が設置されていたことから、早期に火災を発見し、「部分焼」と「ぼや」で消し止められている。

「たばこ」が出火原因となった火災では、「逃げ遅れ」による「一酸化炭素中毒」で 1 人が亡くなっている。

第 3 表 住宅火災の出火原因

年 別 原因別	平成24年						平成23年					
	件数 (件)	焼損棟数 (棟)	焼損床面積 (㎡)	死者 (人)	負傷者 (人)	損害額 (千円)	件数 (件)	焼損棟数 (棟)	焼損床面積 (㎡)	死者 (人)	負傷者 (人)	損害額 (千円)
たばこ	2	2	10	1		336	1	1	129			15,929
たき火												
火あそび							1	1				9
こんろ	2	2	7			421	5	5	14		2	281
放火												
風呂かまど							2	2				84
ストーブ	1	1				3	1	2	153			5,805
放火の疑い												
マッチ・ライター												
煙突・煙道							1	1				
電灯・電話等の配線							2	2	192			29,782
その他	2	2				145	7	7	261		1	22,340
不明・調査中	5	8	767		1	19,940	4	6	925	4	3	34,650
合 計	12	15	784	1	1	20,845	24	27	1,674	4	6	108,880

(6) 住宅用火災警報器の設置状況

住宅火災 12 件における住宅用火災警報器の設置状況は、「設置あり」と「設置なし」が各 6 件で同数となっている。「設置あり」では、死傷者の発生はなく、全て「部分焼」と「ぼや」で消し止められている。一方、「設置なし」では、死傷者各 1 人が発生しており、計 9 棟が焼損し、このうち 4 棟が「全焼」となっている(第 4 表)。

過去 5 年間をみると、109 件のうち「設置あり」が 20 件(18.3%)で、「設置なし」が 89 件(81.7%)となっている。「設置あり」で「作動あり」13 件の内訳をみると、死傷者の発生はなく、「全焼」1 棟以外は「部分焼」と「ぼや」で消し止められている。一方、「設置なし」89 件の内訳をみると、死者 14 人、負傷者 31 人が発生しており、計 110 棟が焼損し、このうち 39 棟が「全焼」、10 棟が「半焼」となっている(第 5 表)。

第 4 表 住宅用火災警報器の設置状況(平成 24 年)

区分	件数 (件)	焼 損 棟 数 (棟)					焼 損 床面積 (㎡)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 額 (千円)
		全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	計				
設置あり	6			1	5	6	7			572
作動あり	5			1	4	5	7			543
作動なし										
故障・維持管理不良										
その他・不明	1				1	1				29
設置なし	6	4		4	1	9	777	1	1	20,273
不 明										
合 計	12	4		5	6	15	784	1	1	20,845

第 5 表 住宅用火災警報器の設置状況(過去 5 年間)

区分	件数 (件)	焼 損 棟 数 (棟)					焼 損 床面積 (㎡)	死 者 (人)	負 傷 者 (人)	損 害 額 (千円)
		全 焼	半 焼	部 分 焼	ぼ や	計				
設置あり	20	3	2	5	12	22	862	3		49,878
作動あり	13	1		3	9	13	240			16,237
作動なし										
故障・維持管理不良	1			1		1	25			761
その他・不明	6	2	2	1	3	8	597	3		32,880
設置なし	89	39	10	31	30	110	7,220	14	31	437,743
不 明										
合 計	109	42	12	36	42	132	8,082	17	31	487,621

- (備考) 1 「設置あり」とは、住宅用火災警報器が条例どおりに設置されているものをいう。
 2 「作動あり」とは、「設置あり」のうち火災時に住宅用火災警報器が作動したものをいう。
 3 「作動なし」とは、「設置あり」のうち、火災時に住宅用火災警報器が作動しなかったものをいう。
 4 「故障・維持管理不良」とは、「設置あり」のうち、火災時に住宅用火災警報器が故障又は維持管理不良(電池が抜かれているなど)により作動しなかったものをいう。
 5 「その他・不明」とは、「設置あり」のうち、「故障・維持管理不良」に該当しないものをいう(出火箇所が住宅用火災警報器の設置義務となっていない場所であった、火災時に住宅用火災警報器が作動する前に消火した、作動したか不明など)。
 6 「設置なし」とは、住宅用火災警報器が条例どおり設置されていない場合をいう。
 7 「不明」とは、住宅用火災警報器の設置の有無が判明しないものをいう。

消防の現状と課題

Ⅲ 消防団員の確保対策

1 現状

東日本大震災をはじめ、全国各地で地震や風水害等の大規模災害がたびたび発生し、多くの消防団員が出動している。消防団員は、災害防ぎょ活動や住民の避難支援、被災者の救出・救助などの活動を行い、大きな成果を上げており、地域住民からも高い期待が寄せられています。

また、東海地震、東南海・南海地震や首都直下地震などの大規模地震の発生の切迫性が指摘されており、消防団をはじめ地域の総合的な防災力の向上が求められています。

このように、消防団は地域における消防防災体制の中核的存在として、地域住民の安全・安心の確保のために果たす役割はますます大きくなっています。なお、全国的に見て、人口の過疎化、少子高齢化社会の到来や産業・就業構造の変化等に伴い、消防団員は減少傾向にあります。近年は減少数の低下が見られます。

また、社会経済の進展により産業構造や就業構造は大きく変化し、日本の就業者の占めるサラリーマンやOLなど（被雇用者）の割合は、増加しています。

消防団員に占める被雇用者団員の割合は、平成24年4月1日現在、10年前の平成14年(2002年)4月1日現在の69.0%に比べ2.6ポイント増加し、71.6%となっています。(図-1)

図-1

消防団員の被雇用者化の推移



本市の消防団員の条例定数は3,320人ですが、本年4月1日現在の実員数は3,237人で定員に対する充足率は97.5%です。これは、全国的に見ても非常に高い方に位置しています。平均年齢も35.0歳で、全国平均よりも4.3歳若くなっています。

ただし、人口減少や社会環境の変化などにより10年前と比較すると173人減少しており、徐々に消防団員のなり手が不足傾向にあります。特に山間地や逆に旧市街地でなり手が不足している状況です。

鶴岡市消防団の現況（平成25年4月1日現在）

所 属	条例定数	実員数	充足率	サラリーマン 団員数	実員数に 対する比率
鶴 岡	1,394	1,355	97.2%	1,118	82.5%
藤 島	500	486	97.2%	401	82.5%
羽 黒	422	427	101.2%	359	84.1%
櫛 引	337	332	98.5%	283	85.2%
朝 日	245	230	93.9%	205	89.1%
温 海	422	407	96.4%	343	84.3%
計	3,320	3,237	97.5%	2,709	83.7%

実員数は前年度に比べ11人減少している。

2 主な課題

就業構造の変化とともに、サラリーマン団員が増加しており、全国平均の7割に対し本市の場合8割以上の方がサラリーマンである。このことが、平日・日中の災害対応の弱体化を招く要因になっています。

今後とも、被雇用者消防団員の割合は増加していくものと考えられることから、事業所や地域の方々から消防団活動に対する理解を深めていただき、「消防団協力事業所表示制度」や「消防団活動協力員制度」の更なる充実を図ることが重要です。

環境の現状について

1. 環境一般事業について

(1) 「エコ通信」の発行

環境部の広報として年4回全世帯に配布し、市民に環境やごみ分別等に関する情報を提供した。

《環境課関連記事》

夏号 「グリーンカーテン」「環境部の組織変更」

秋号 「親子環境バス」「自然体験教室 飛び込もう！タキタロウの里で」
「環境フェアつるおか2012」「グリーンカーテンで節電」
「市役所環境部で鶴工生が就業体験」

冬号 「油漏れ事故に注意を」「環境関係作品受賞者紹介」
「鶴岡市こども環境かるたが完成」

春号 「環境にやさしい店」「初開催 鶴岡市こども環境かるた大会」

2. 生活環境保全対策事業について

(1) 騒音・振動特定施設及び特定建設作業に関する届出の受理

騒音規制法、振動規制法に基づく届出書の受理を行った。

(単位：件 H25.3.31現在)

区分		H22	H23	H24	
騒音	特定施設関係(届出総数)	騒音規制法	6	4	11
		県条例	5	4	9
	計	11	8	20	
特定建設作業関係(届出総数)		1	3	0	
振動	特定施設関係(届出総数)	振動規制法	6	6	10
		県条例	0	0	0
	計	6	6	10	
	特定建設作業関係(届出総数)		1	4	1

(2) 浄化槽設置に関する届出の受理

建築基準法及び浄化槽法の規定による届出の受理及び審査を行った。

(単位：件 H25.3.31現在)

届出件数	H22	H23	H24
浄化槽設置届出	38	43	45

(3) 公害苦情処理

各種公害苦情に対し、良好な生活環境の維持・保全の指導を図った。

(単位：件 H25. 3. 31 現在)

項目	H22	H23	H24
大気汚染	19	12	24
水質汚濁	59	68	68
騒音	10	10	8
振動	1	0	0
悪臭	11	8	10
その他	14	15	7

(4) 空き家の苦情相談件数

適正管理がなされていない空き家の地域別に相談を受付した。

(単位：件 H25. 3. 31 現在)

区 分	H22	H23	H24
鶴岡地域	57	70	99
藤島地域	2	3	9
羽黒地域	6	4	6
櫛引地域	—	1	6
朝日地域	46	20	13
温海地域	2	2	8
合 計	113	100	141

(5) 空き地の適正管理指導

不適正管理が認められた空き地の所有者等に管理指導を行った。

(単位：件 H25. 3. 31 現在)

	H22	H23	H24
指導件数	48	47	44

(6) カラス対策

主に鶴岡公園をねぐらにするカラスの糞、悪臭、鳴き声による生活環境被害を解消するため、追い払い対策のほか、引き続き捕獲を実施した。

(単位：羽 H25. 3. 31 現在)

	H22	H23	H24
捕獲数	1,000	810	795

3. 地球環境保全対策事業について

(1) 鶴岡市地球温暖化対策実行計画の推進

・この計画は、市役所自らの事務事業による温室効果ガスの排出量を、平成

20年度から24年度までの5ヵ年間に於いて、16年度基準比で年平均6%の削減を目標に推進している。

- ・温室効果ガス排出量の算定範囲は段階的に広げており、平成22年度分の報告をもってほぼ全ての業務について排出量を算定している。なお、これまでの対象範囲の経過は【対象範囲の内訳表】に示すとおりである。
- ・平成23年度の温室効果ガス排出量は、【鶴岡市役所温室効果ガス排出量比較表】に示すとおり平成16年度と比べて4.04%削減している。その要因としては、東日本大震災を受けた全国的な省エネ・節電行動が実施されたこと等が考えられる。

【鶴岡市役所温室効果ガス排出量比較表】

温室効果ガス排出量 単位：t-CO ₂	H16年度①	H21年度	H22年度	H23年度
H22年度対象範囲 (H21年度対象範囲)	41,228.1 (19,383.6)	— (17,734.5)	41,540.6 (16,911.4)	39,562.0 (15,623.9)
(H20年度対象範囲)	(6,949.9)	(6,148.0)	(6,359.3)	(5,490.7)
増加率 =(当該年度-①)/①	基準	— (-8.51%) (-11.54%)	0.76% (-12.75%) (-8.50%)	-4.04% (-19.40%) (-21.00%)

【対象範囲の内訳表】

区分	対象範囲の内訳
H22年度以降 対象範囲	ほぼ全ての業務
H21年度 対象範囲	H20年度対象範囲に加えて、荘内病院（湯田川温泉リハビリテーション病院を含む）、水道部所管施設、消防本部（各分署を含む）、教育委員会（鶴岡地域の幼小中、スクールバス）の業務
H20年度 対象範囲	本庁舎、各地域庁舎及び環境部施設と各所に配置した公用車の業務

(2) グリーンカーテンの設置

平成19年度に、本所庁舎南面で始めたゴーヤの植栽によるグリーンカーテンの設置を各庁舎、学校等へ普及を図り、平成21年度からは、環境つるおか推進協議会事業として一般家庭へもゴーヤの種と廃魚網を再利用した栽培用ネットの無料配布を開始し、95世帯に配布。平成22年度は、230世帯、平成23年度は、313世帯まで拡大したが、平成24年度は、廃魚網の不足から需要はあるものの225世帯となった。また、グリーンカーテンコンテストを実施し優秀者を環境フェアで表彰した。

(3) 家庭のアクション

県が実施する「家庭のアクション」を推進して家庭生活からの温暖化対策の推進を図った。

(4) 「環境にやさしい店」認定

ごみの減量化や資源化などを積極的に実施している店・事業者を「環境にやさしい店」

として認定し、広く周知することで、市民のごみ減量やリサイクル、環境に対する意識高揚を図った。

▶「環境にやさしい店」認定数：41店舗（H25.3.31現在）

4. 環境教育推進事業について

(1) 「環境フェアつるおか2012」の開催

平成21年2月に設立した「環境つるおか推進協議会」の主催事業として、「家庭でも みんなが実践 省エネチェック ～やっていますか 一家団らん～」をテーマに、平成24年9月30日(日)小真木原総合体育館を会場に開催した。当日は、天候にも恵まれ、大勢の親子で賑わい、エコ実験やマイバッグづくり、間伐材での工作、環境対応車の展示・試乗、企業のエコ商品のPRなどを通し、地球温暖化防止や環境保全について理解を深めた。また、環境フェアの中で小中学生から募集した「鶴岡市こども環境かるた」を活用した「鶴岡市こども環境かるた大会」を関連事業として平成25年2月3日に開催した。62名の幼児、児童が参加して、かるた遊びを通し、環境意識の向上を図った。

(来場者数推移)

年度	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
来場者数 (単位:人)	2,000	2,000	2,000	4,000	2,500	3,200	3,700	3,800	3,700	4300

※平成18年度は、県との併催のため2日間開催

(2) 環境施設めぐり（環境バス）の実施

様々な面で「エコ」対策に取り組んでいる施設を巡り、環境問題に対する意識の醸成を図った。夏休み期間中に「親子環境施設巡り」を、また、一般市民を対象にした「市民環境施設巡り」を実施した。

▶平成24年7月25日（水）親子環境バス 28人参加

見学コース：本庁グリーンカーテン～リサイクルプラザ（ごみの中間処理施設）～香頭ヶ浜周辺海岸（海岸漂着ごみ）～大山上池（姫ハス見学）～ほとりあ（下池・都沢湿地散策）～山形ケンウッド（環境に配慮した施設見学）

▶平成24年10月31日（水）市民環境バス 15人参加

見学コース：カラス捕獲現場（トラップ見学）～慶應義塾大学先端生命科学研究所（環境バイオ）～リサイクルプラザ（ごみ中間処理施設）～香頭ヶ浜周辺海岸（海岸漂着ごみ）～大山上池（姫ハス見学）～ほとりあ（下池・都沢湿地散策）

(3) 自然体験教室「飛び込もう！タキタロウの里で2012」の開催

平成24年8月3日（金）朝日地域大鳥自然の家で開催。川での魚つかみや飛び込みなどを通して、地元の自然の素晴らしさを学んだ。親子29人が参加。

(4) 環境出前講座の斡旋

・地球温暖化の現状やその影響、地球温暖化を防ぐために身近にできる取組み等を知り、実践してもらうため、県等で実施している「環境講座」を小学校及び地域（コミセン、庁舎）に斡旋した。また、斡旋になじまないような規模の団体等に対し、エコトラン

クを活用した出前講座を環境課職員や環境つるおか推進協議会の委員が講師となり実施した。

- ▶鶴岡工業高等専門学校環境活動支援事業による環境出前講座（7/17 福栄小）
- ▶シャープ小学校環境教育授業（9/5 朝日小）
- ▶エコトランク出前講座（小学校、コミセン等で19回開催。受講者278人）

5. 市の大気等環境保全状況について

(1) ダイオキシン類測定結果【環境課】

今年度のダイオキシン類測定分析は、大気及び地下水について実施した。なお、大気分析は例年2回実施しており、地下水と河川水の分析は交互に隔年1回実施している。試料の採取は、大気と地下水を市民プールで、河川水を内川で行っている。

平成24年度の測定結果は以下のとおりであり、環境基準を下回っている。

- ◆採取場所：《大気》鶴岡市民プール（2階テラス）【7月、12月採取】
- 《地下水》鶴岡市民プール（プール流入口）【7月採取】

(ダイオキシン類調査結果)

項目	H22	H23	H24	環境基準
大気 (pg-TEQ/m ³)	0.0101	0.0063	0.0118	0.60
河川水 (pg-TEQ/l)	—	0.30	—	1.0
地下水 (pg-TEQ/l)	0.0098	—	0.064	1.0

※大気は2回の平均

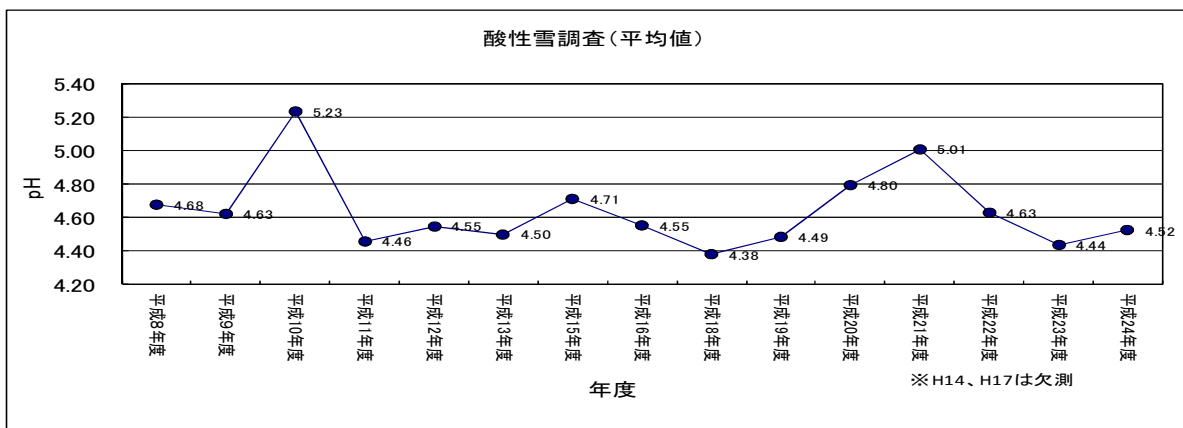
(2) 酸性雪調査結果【環境課】

平成8年度から調査しており、酸性化傾向にある状況がうかがえる。

- ◆測定場所：浄化センター

- ◆調査期間：1月下旬から2月下旬までの約1ヶ月間

区分	H20	H21	H22	H23	H24
第1期 (pH)	4.74	4.24	4.72	4.60	4.56
第2期 (pH)	4.42	4.71	4.18	4.67	4.18
第3期 (pH)	4.86	6.76	4.68	4.25	4.48
第4期 (pH)	5.16	4.33	4.94	4.22	4.87
平均 (pH)	4.80	5.01	4.63	4.44	4.52



(3) 西郷地区砂丘地地下水分析調査結果【環境課】

硝酸性窒素等の地下水汚染が懸念されている西郷地区において、農業用水井戸5箇所の地下水について、例年7月と10月の2回、硝酸性窒素等の地下水汚染状況を調査している。今年度については、1箇所の井戸で環境基準の10mg/ℓを超える硝酸性窒素が検出された。検出値は最大11.5mg/ℓである。このことから、健康課へ情報提供し、飲用しないことを関係者に周知している。今後も監視を続けていく必要がある。

(平成24年度調査結果)

箇所	調査時期	亜硝酸性窒素 (mg/ℓ)	硝酸性窒素 (mg/ℓ)	塩化物イオン (mg/ℓ)	溶解性鉄 (mg/ℓ)	過マンガン酸カリウム消費量 (mg/ℓ)	溶解性マンガン (mg/ℓ)
1	7月	<0.1	9.2	33.8	0.012	1.9	<0.005
	10月	<0.1	6.0	34.8	0.020	1.7	0.005
2	7月	<0.1	3.9	47.3	0.036	1.9	0.010
	10月	<0.1	4.4	51.1	<0.005	1.1	0.007
3	7月	<0.1	4.7	23.8	0.12	2.8	0.11
	10月	<0.1	7.3	27.4	0.041	2.7	0.008
4	7月	<0.1	9.0	33.6	<0.005	4.1	<0.005
	10月	<0.1	11.5	35.6	<0.005	4.6	<0.005
5	7月	<0.1	2.7	26.4	<0.005	1.3	0.007
	10月	<0.1	4.3	42.0	<0.005	1.6	<0.005
人の健康保護に関する環境基準		10 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下	—	—	—	—
水道法による水質基準		10 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下	200 mg/ℓ 以下	0.3 mg/ℓ 以下	10 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下

(4) 旧北日本朝日事業場跡地（熊出地区）の水質調査の実施【朝日庁舎】

「人の健康の保護に関する項目」（以下「健康項目」という。）のうち23項目「生活環境の保全に関する項目」（以下「生活環境項目」という。）のうち3項目、農業用水基準に係る項目及び有機リン、ダイオキシン類について調査した。

① 浸出水調査結果

健康項目や有機リンについては、すべて定量下限値未満であり、環境基準を下回っている。生活環境項目については、赤川（河川類型A）の基準に比して、BOD（生物化学的酸素要求量）の基準値2mg/ℓを超えているが、SS（浮遊物質）、pHについては環境基準の超過は無く、周辺の河川などで通常観測される値とほぼ同等であることが認められた。

項目	H22	H23	H24	基準値		
				環境基準		(参考) 農業用水基準
				健康項目	生活環境項目 (河川類型A)	
カドミウム (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0.003 以下	—	—
全シアン (mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	検出されないこと	—	—
鉛 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	—
六価クロム (mg/l)	<0.05	<0.05	<0.05	0.05 以下	—	—
砒素 (mg/l)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01 以下	—	0.05 以下
総水銀 (mg/l)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下	—	—
BOD (mg/l)	12	5.1	2.5	—	2 以下	—
pH (mg/l)	7.9	8.2	8.1	—	6.5 以上 8.5 以下	6.0 以上 7.5 以下
SS (mg/l)	3	1	2	—	25 以下	100 以下
有機リン (mg/l)	<0.1	<0.1	<0.1	—	—	—

②地下水調査結果

跡地周辺の地下水を測定した結果、ダイオキシン類の濃度について環境基準の超過は無かった。

項目	H22	H23	H24	環境基準
ダイオキシン (pg-TEQ/l)	0.075	0.045	0.0033	1 以下

③河川水調査結果

- 健康項目については、環境基準を下回っている。生活環境項目については、赤川（河川類型A）の基準に比して、BOD（生物化学的酸素要求量）の基準値2mg/lを超えているが、SS（浮遊物質量）pHについては環境基準の超過は無く、周辺の河川などで通常観測される値とほぼ同等であることが認められた。
- 農業用水基準については、砒素や亜鉛、銅は定量下限値未満であるし、その他の項目についても環境基準を下回っており、生活環境を害するような結果は認められなかった。

項目	H22 (北側)	H23 (北側)	H24 (北側)	基準値		
				環境基準		(参考) 農 業用水基準
				健康項目	生活環境項目 (河川類型A)	
BOD (mg/ℓ)	13	4.0	3.5	—	2以下	—
pH	7.1	7.3	7.3	—	6.5以上 8.5以下	6.0以上 7.5以下
SS (mg/ℓ)	5	1.0	2	—	25以下	100以下
砒素 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下	—	0.05以下
亜鉛 (mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	0.5以下
銅 (mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	—	—	0.02以下

④井戸水調査結果

水道法に基づく水質基準のうち大腸菌や重金属など39項目すべて基準値を下回った。

項目	H22	H23	H24	水道法による 水質基準
大腸菌	検出せず	検出せず	検出せず	検出され ないこと
カドミウム (mg/ℓ)	<0.001	<0.001	<0.001	0.01以下
水銀及びその化合物 (mg/ℓ)	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005以下
鉛及びその化合物 (mg/ℓ)	0.002	<0.005	<0.005	0.01以下
砒素及びその化合物 (mg/ℓ)	<0.005	<0.005	<0.005	0.01以下
六価クロム化合物 (mg/ℓ)	<0.01	<0.01	<0.01	0.05以下
pH	7.3	8.1	7.6	5.8以上 8.6以下

(5)自動車交通騒音調査結果【環境課】

平成24年度より県から市に権限移譲された法定受託事務。騒音規制法に基づき、市内の環境基準類型指定地域内における自動車騒音の調査を行った。今年度は、下表のとおり

り21区間に隣接する住居等の評価を行った結果、基準値を超過した住居は、湯田川大山線の1戸であった（昼間の基準値を超過）。このことから本市の達成率は、99.9%となったが、全国平均の91.8%と比べ高い結果であった。

区間別騒音調査結果（21区間）

番号	評価実施年度	実測	路線名	調査区		延長 (km)	調査結果					
				車線数	評価区間		住居等 戸数 A～D	昼間・ 夜間とも 基準値以下 A	昼間の み基準 値以下 B	夜間の み基準 値以下 C	昼間・ 夜間とも 基準 値超過 D	
					始点							終点
1	2012		一般国道7号	4	鶴岡市小淀川	鶴岡市中野京田	0.9	33	33	0	0	0
2	2012		酒田鶴岡線	2	鶴岡市大山2丁目37	鶴岡市大山1丁目36	0.8	47	47	0	0	0
3	2012		余目加茂線	2	鶴岡市下川	鶴岡市下川	0.4	41	41	0	0	0
4	2012		鶴岡羽黒線	2	鶴岡市中野京田	鶴岡市美咲町1	0.7	68	68	0	0	0
5	2012		鶴岡羽黒線	2	鶴岡市みどり町18	鶴岡市馬場町12	1.9	303	303	0	0	0
6	2012		鶴岡羽黒線	2	鶴岡市馬場町11	鶴岡市本町1丁目8	0.5	61	61	0	0	0
7	2012		鶴岡羽黒線	2	鶴岡市昭和町12	鶴岡市東原町9	1.3	221	221	0	0	0
8	2012	○	鶴岡羽黒線	2	鶴岡市日出2丁目9	鶴岡市苗津	0.4	30	30	0	0	0
9	2012		面野山鶴岡線	2	鶴岡市覚岸寺	鶴岡市錦町21	1.6	95	95	0	0	0
10	2012	○	面野山鶴岡線	2	鶴岡市新形町17	鶴岡市大塚町14	1.9	241	241	0	0	0
11	2012		面野山鶴岡線	2	鶴岡市美咲町1	鶴岡市小淀川	1	26	26	0	0	0
12	2012	○	湯田川大山線	2	鶴岡市矢馳	鶴岡市友江町2	1.2	65	64	0	1	0
13	2012	○	鶴岡村上線	2	鶴岡市馬場町11	鶴岡市高坂	2.6	428	428	0	0	0
14	2012	○	たらのき代鶴岡線	2	鶴岡市外内島	鶴岡市本町2丁目3	2.5	377	377	0	0	0
15	2012		たらのき代鶴岡線	2	鶴岡市昭和町12	鶴岡市日吉町2	1.6	275	275	0	0	0
16	2011		一般国道112号	2	鶴岡市大宝寺町	鶴岡市宝田2丁目	1.4	92	92	0	0	0
17	2010		一般国道112号	2	鶴岡市宝田2丁目	鶴岡市茅原	1.3	6	6	0	0	0
18	2008		酒田鶴岡線	2	鶴岡市馬町	鶴岡市友江町	1.1	16	16	0	0	0
19	2008		鶴岡停車場線	2	鶴岡市末広町1	鶴岡市末広町3	0.1	5	5	0	0	0
20	2008		鶴岡停車場線	2	鶴岡市末広町3	鶴岡市日吉町	0.3	6	6	0	0	0
21	2011		たらのき代鶴岡線	2	鶴岡市日吉町	鶴岡市宝田2丁目	1.3	126	126	0	0	0

鶴岡市の環境状況（平成23年度）

（県）参考資料

項目	環境基準値	H21年度	H22年度	H23年度	算定方法	
大気・水の保全	地下水の測定結果	各環境基準値	一部環境基準超過(砒素・硝酸性窒素)	一部環境基準超過(砒素・硝酸性窒素)	一部環境基準超過(砒素)	「平成23年度山形県の大気環境等の状況」県公表資料から抜粋
	大気中二酸化硫黄含有量(ppm)	0.004以下	0.002	0.002	0.002	「平成23年度山形県の大気環境等の状況」県公表資料から抜粋
	大気中二酸化窒素含有量(ppm)	0.06以下	0.02	0.025	0.0019	「平成23年度山形県の大気環境等の状況」県公表資料から抜粋
	大気中浮遊粒子状物質含有量(mg/m ³)	0.1以下	0.039	0.052	0.035	「平成23年度山形県の大気環境等の状況」県公表資料から抜粋
	大気中光化学オキシダント含有量(ppm)	0.06以下	0.098 環境基準超過	0.086 環境基準超過	0.088 環境基準超過	「平成23年度山形県の大気環境等の状況」県公表資料から抜粋
	ダイオキシン類含有量(大気中)(pg-TEQ/m ³)	0.6以下	0.0096	0.010	0.0063	「平成23年度山形県の大気環境等の状況」県公表資料から抜粋
	ダイオキシン類含有量(公共用水域)(pg-TEQ/l)	1.0以下	0.46 (内川)	0.45 (大山川)	0.30 (内川)	「平成23年度山形県の大気環境等の状況」県公表資料から抜粋
	河川水BOD(内川)(mg/l)	3.0以下 (河川類型B)	0.9	1.1	0.8	「平成23年度山形県の大気環境等の状況」県公表資料から抜粋
	河川水BOD(青龍寺川)(mg/l)	2.0以下 (河川類型A)	0.9	1.0	0.7	「平成23年度山形県の大気環境等の状況」県公表資料から抜粋
	河川水BOD(大山川)(mg/l)	3.0以下 (河川類型B)	1.2	1.1	1.1	「平成23年度山形県の大気環境等の状況」県公表資料から抜粋

（環境基準値超過項目について）

- 1 地下水の測定結果によると、一部環境基準を超過している。

砒素測定結果が環境基準を超過しているが、周辺に汚染源となる事業場がなく、汚染原因は自然的要因と考えらる。そのため、今後も一定期間の周期で水質の監視を行う。

単位: mg/l

調査地区	項目	測定結果			環境基準
		H21年度	H22年度	H23年度	
宝田地内	砒素	0.043	-	-	0.01
渡前地内		-	0.020	-	
藤島地内		-	-	0.014	

- 2 光化学オキシダント測定結果が環境基準を超過しているが、超過日数は32日であり、測定値は、最高値を掲載している。日差しが強く、気温が高く、風が弱い日等に高濃度となりやすい。環境基準を達成できなかったが、注意報発令基準(0.12ppm)には至らなかった。

単位: ppm

調査地区	測定結果			環境基準
	H21年度	H22年度	H23年度	
西新齊町	0.098	0.086	0.088	0.06

◎資源循環型社会に向けた取り組み

○3Rの推進

リデュース（発生抑制：なるべくごみを出さない）

- ・生ごみ処理機を活用する・レジ袋をもらわない
- ・過剰包装を断る・資源回収運動に参加する

リユース（再使用：繰り返し使う）

- ・物を修理して使う・物を捨てずに必要な人に使ってもらう
- ・資源回収運動に参加する

リサイクル（再資源化：再び資源として使う）

- ・分別を徹底する・資源回収運動に参加する

◇第2次山形県循環型社会形成推進計画（ごみゼロやまがた推進プラン）

（1）計画期間：平成23年度から平成32年度までの10年間

（2）基本理念：「県民協働で、低炭素社会に貢献するごみゼロやまがたの実現」

（3）ごみ減量目標

- ①一般廃棄物排出量1人1日あたり、平成21年度実績909gを平成32年度までに820gに減量
- ②産業廃棄物排出量平成21年度実績3,557千トン、平成32年度3,622千トンまでの増加にとどめる

（4）リサイクル目標

- ①一般廃棄物リサイクル率を、平成21年度実績19.9%を平成32年度までに25%に
- ②産業廃棄物リサイクル率平成21年度実績58.4%を平成32年度までに60%に

◇鶴岡市一般廃棄物処理基本計画（平成18年4月1日施行、平成2年4月1日改正（中間年見直し））

（1）計画期間：平成18年度から平成27年度までの10年間

(2) ごみ減量目標

- ①生活系ごみ量1人1日あたり、平成21年度実績634gを平成27年度までに540gに減量
- ②事業系ごみ量、平成21年度実績12,843トン、平成27年度までに11,559トンに減量

(3) リサイクル目標 (リサイクル率)

- ①資源回収量を平成21年度実績44,934トン、平成27年度までに5,788トンに増量
- ②施設資源化率を、平成21年度実績62%を平成27年度までに65%に

I. ごみ分別の徹底

種類	袋の種類	比率 (%)
燃やすごみ	茶色袋	91.6
プラスチック製容器包装類	桃色袋	2.2
ペットボトル	黄色袋	0.7
びん・缶	緑色袋	3.3
金属・その他	青色袋	2.0
蛍光灯	なし	0.1
乾電池	なし	0.1

- 施設資源化率
平成19年度 65.2%
平成20年度 66.0%
平成21年度 62.3%
平成22年度 60.6%
平成23年度 60.7%
- リサイクル率
平成19年度 15.9%
平成20年度 15.4%
平成21年度 14.5%
平成22年度 14.1%
平成23年度 14.3%

II. レジ袋削減運動

- ・平成20年7月16日省資源、廃棄物排出削減による資源循環型社会の構築と地球温暖化防止のための環境負荷低減を目的に、6事業者と市民団体4団体及び鶴岡市で「鶴岡市におけるレジ袋削減運動の推進に関する協定」を締結し、この協定に基づき平成20年9月1日より市内の6事業者37店舗でレジ袋の無料配布を取りやめました。

マイバッグ等持参率（協定締結6社平均）

調査時点	持参率	備考
平成20年6月平均	52.8%	レジ袋無料配布取りやめ実施前
平成20年9月平均	91.8%	レジ袋無料配布取りやめ実施後
平成21年3月平均	93.1%	
平成22年3月平均	92.4%	
平成23年3月平均	90.8%	
平成24年3月平均	91.3%	

Ⅲ. 集団資源回収運動の推進と検討

・集団資源回収実績

	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
実施団体数	384 団体	386 団体	384 団体	388 団体	403 団体
年間実施回数	2,099 回	2,107 回	2,074 回	2,049 回	2,546 回
古紙類	4,934 t	4,575 t	4,307 t	4,137 t	4,243 t
金属類	26 t	26 t	24 t	25 t	27 t
ビン類	113.223 t	106.341 t	100.316 t	94.833 t	89.080 t
団体報償金額	22,481,198 円	20,849,082 円	19,625,030 円	18,860,027 円	19,333,616 円

Ⅳ. ごみ有料化の検討

・全国市区町村の有料化実施状況（2013年4月現在）

	総数	有料化実施	有料化実施率
市区	812	442	54.4%
町	746	512	68.6%
村	184	119	64.7%
市区町村	1742	1073	61.6%

東洋大学経済学部教授山谷修作氏ホームページより

・山形県内の市の有料化実施状況

県内13市のうち11市実施（未実施市：鶴岡市、酒田市）

料金体系は排出量単純比例型（袋）及び証紙貼付型（粗大ごみ）

単価はごみ種別・袋容量により異なるが、概ね1円/ℓ

本市のもやすごみ（大）、プラ、ペットボトル（大）が30ℓ、もやすごみ（小）、びん・缶、金属・その他、ペットボトル（小）が15ℓ

○事業効果と課題

効果

- ①有料化により、費用負担を軽減しようとするインセンティブが生まれ、ごみの排出量の抑制が期待できる。
- ②ごみの排出量に応じた費用負担の公平性が確保される。
- ③環境負荷及び収集運搬費用や処理費用の低減が期待される。
- ④有料化による収入を廃棄物関連施策の財源に充てることで循環型社会の構築に向けた廃棄物に係る施策の充実が期待できる。

課題

- ①有料化により費用負担を逃れるため、不適正な排出・処理が増加する懸念がある。
- ②ごみ排出費用負担が増大する。
- ③手数料水準によっては、減量効果がなかったり一時的になったりする場合もある。

V. 生ごみ資源化の検討

可燃ごみのうち約30%を占める生ごみ、その生ごみのうち約80%は水分となっている。この水分を減らすことがごみの減量にも大きな効果となる。低コストで取り組みやすいダンボールコンポストや購入費助成がある生ごみ処理機器活用の推進を図る。また、民間事業による資源化事業の拡大を図る。

○事業効果と課題

効果

- ①可燃ごみの収集、処理・処分コストの低減が期待される。
- ②可燃ごみの減量により、焼却施設及び最終処分場等の施設整備のイニシャルコストの低減が期待される。
- ③堆肥化などによる資源化物の有効活用が期待される。
- ④市民・事業者の3Rへの意識の醸成が期待できる。

課題

- ①家庭での取り組みは手間がかかるため、取り組みに意欲やインセンティブが必要。
- ②資源化のための原料の収集及び製造物の製造コスト。
- ③資源化物を製品として扱う場合、安心・安全、安定した品質を確保する必要がある。

生活環境の保全

○適正なごみ・し尿収集の確保

- ・平成23年度における一般廃棄物の収集は、市内を18区域に分割し、委託業者が市内2,444箇所のごみステーションから定期的、かつ、衛生的に実施している。
- ・市尿収集は、収集許可業務として市内収集業者3社において、収集許可区域を定め実施している。

○散在性廃棄物（ポイ捨て）・不法投棄根絶の推進

- ・鶴岡市空き缶等の散乱等の防止に関する条例、同条例施工の定めによる地域の環境美化の促進及び美観の保護
- ・鶴岡市廃棄物の処理及び清掃に関する条例、同条例施行の基づく廃棄物の適正搬出、処理処分の確保

I. 啓発の促進や住民の協力（環境美化の意識啓発）

II. クリーン作戦の実施

III. 不法投棄防止ネットワークの強化・充実

- ・鶴岡市不法投棄監視通報ネットワーク（協力団体15団体／関係機関5）の運営
- ・庄内地区不法投棄防止対策協議会との連携
- ・不法投棄発生状況

市全域	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
発生件数（a + b）	94件	109件	106件	66件	83件
a 苦情処理（①+②）	28件	67件	77件	55件	65件
①一般通報	41件	36件	40件	29件	21件
②ネットワーク通報	41件	31件	37件	26件	44件
b 巡回処理	12件	42件	29件	11件	18件
回収量	6,259kg	3,364kg	3,541kg	1,760kg	2,769kg

・クリーン作戦実施状況

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施団体数	226 団体	197 団体	210 団体	235 団体	232 団体
参加人数	15,271 人	21,954 人	19,745 人	21,601 人	19,962 人
回収可燃ごみ	67.2 t	49.3 t	74.8 t	51.8 t	73.6 t
回収不燃ごみ	10.7 t	6.7 t	5.9 t	6.5 t	7.1 t

・市民一斉清掃（本庁舎管内のみ）

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
参加人数	8,492 人	11,168 人	9,670 人	9,225 人	9,434 人
回収可燃ごみ	26.9 t	30.7 t	21.4 t	18.8 t	18.0 t
回収不燃ごみ	4.6 t	6.0 t	5.7 t	4.7 t	4.5 t
粗大ごみ	2.1 t	2.1 t	1.7 t	1.5 t	1.2 t

◎自然環境の保全

○ 漂着物対策

I. 海岸環境保全

- ・海岸延長 64.7 km（鶴岡地域 36.5 km、温海町地域 28.2 km）
- ・クリーン作戦（海岸部）、流木等処分

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
実施回数	60 回	114 回	86 回	61 回	87 回
参加人数	3,712 人	7,815 人	6,209 人	4,452 人	5,988 人
回収可燃ごみ	32.5 t	40.5 t	47.5 t	25.3 t	59.6 t
回収不燃ごみ	3.9 t	4.2 t	3.1 t	1.9 t	2.8 t
流木等処分量	10.3 t	15.0 t	21.4 t	15.3 t	11.1 t

○ 課題

- ・クリーン作戦など住民やボランティア・NPO 等の協力
- ・廃棄物の不法投棄
- ・海岸管理組織及び水産業関係団体並びに海運業界との対策・対応の検討と保全事業の実施
- ・美しいやまがたの海プラットフォームとの連携
- ・処理処分に係る財源の確保

廃棄物対策課施設管理係

鶴岡市市民部廃棄物対策課施設管理係の母体は、昭和47年4月からの設立においては、鶴岡市ほか六箇町村の一般廃棄物処理を行うために組織された一部事務組合であったが、平成17年10月に三川町を除く鶴岡市ほか五町村が合併し、鶴岡地区衛生処理組合と名称変更を行う。その後機構改革に伴い、平成19年3月31日付で当処理組合は解散し、同年4月1日付けで組織を環境部とし、環境課、リサイクル推進課、施設課の三課体制となる。此の時から三川町の一般廃棄物処理を受託する。さらに、平成24年度は、三課体制から環境課、廃棄物対策課(リサイクル推進課、施設課を統合する。)の二課体制に変更し、平成25年度には、環境部と市民部が統合し市民部の組織となる。

◎ 生活環境の保全

○ 適正なごみ・し尿・浄化槽汚泥などの処理

(1) 可燃ごみ焼却処理

ごみ焼却施設は平成元年10月から稼動し、当初は1炉当たり55トンの3炉構成16時間運転(準連続式)を行っていたが、平成12年から14年にかけてダイオキシン類削減対策工事を行い、以後2炉構成の24時間運転(全連続式)を行っている。長期的な安定した処理を行うため、年次修繕計画に基づくごみ焼却施設の定期整備修繕を行うとともに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則に基づく維持管理及び構造基準を遵守し、地域の自然環境の保全を図るために、排ガス中並びに焼却灰に含まれるダイオキシン、硫黄酸化物、重金属類など人体に悪影響を及ぼす有害物質を削減する施設の保持に努めている。

しかし、ごみ焼却施設は、稼動から23年を経過し老朽化が進んでおり、H23年度は施設の精密機能検査、H24年度には廃棄物処理施設長寿命化計画書などを策定し、新たなごみ焼却施設整備に向けた施策を講ずることが望ましいとの提案を受けて、今後の施設整備の方向性が明確となった。平成25年度は循環型社会形成推進地域計画及びごみ焼却施設整備基本構想などの策定を予定している。

(2) し尿処理

し尿処理施設は平成7年11月から稼動し、処理能力は152k1/日(生し尿63k1/日、浄化槽汚泥89k1/日)で、生し尿の減少により、適切な運転管理に努めたり、処理水の適正管理等環境対策に万全を期し、衛生的かつ効率的な処理を行っている。

(3) 不燃ごみ中間処理

平成17年月からリサイクルプラザが稼動し、処理能力は49トン/日(5時間/日)である。円滑な資源化を行う上では、市民への分別指導はむろんのこと、容器包装リサイクル協会に対して識別表示マーク等に基づくベール品検査に関する協議を行いながら、不燃ごみの適正処理及び資源化率向上に努める。

(4) 一般廃棄物最終処分

岡山一般廃棄物最終処分場は、平成9年4月から埋立を開始し、適正な運転管理、周辺地域の保全、推計埋立量に基づき定期的に擁壁である土堰堤整備工事など実施し、安定的に適正な廃棄物処理が継続されている。

現在の推計埋立量から終了時期は、H30年3月までとされ、H25年3月末現在の埋立比率は71%となっており、次期最終処分場についても検討しなければならない次期に入っている。

(5) 有害ごみ処理

回収された使用済み乾電池並びに蛍光管については、安易に埋立処理を行わず、安全かつ再資源として有効活用を図るため、水銀、マンガン、ニッケルなどの金属並びに蛍光管ガラスのリサイクルを進める社団法人全国都市清掃会議が指定する民間業者(処理施設は北海道)に委託し、処理を行っている。

【鶴岡市の現況】

①エネルギー消費量

平成22年度に実施した「鶴岡市緑の分権改革推進事業(クリーンエネルギー賦存量等調査)」によると、平成20(2008)年度のエネルギー消費量は市全体で9,540.0TJ/年となっています。

エネルギー消費量を平成2(1990)年度と比較すると、全体的に増加傾向にある中、建設業の割合が大きく減少した一方で、民生部門(家庭・業務)や運輸部門で消費量が増加し、全体では18.6%(1,494.0TJ)増加しています。

全国の構成比と比較すると、製造業の占める割合が半分以下と低く、民生部門が高くなっています。山形県の構成比と比較すると、運輸部門が若干高めではありますが、全体の構成比としては同じような割合になっています。また、全国と山形県の構成比を比較すると、山形県の製造業における消費量は全国の半分以下となっており、一方で民生部門では山形県の割合が多くなっています。

民生家庭部門のエネルギー消費量から、一世帯あたりの消費量を算出し、原油に換算すると、平成20(2008)年度は一世帯あたり1,464.6ℓ消費していることとなります。これは200ℓのドラム缶でおおよそ7.3本分に相当し、平成2(1990)年度(1,405.7ℓ)と比較すると一世帯あたり58.8ℓの増加となっています。また、一世帯あたりの数値を、山形県や、全国の数値と比較すると、全国の値を上回っていますが、山形県の値よりも下回っています。

■部門別エネルギー消費量の比較

単位:(TJ/年,%)

	平成2年(1990年)	平成20年(2008年)	増減
産業部門	2,176.1	2,039.9	-6.3%
農林水産業	356.6	385.2	8.0%
鉱業	3.6	9.3	159.5%
建設業	325.6	215.7	-33.8%
製造業	1,490.3	1,429.7	-4.1%
民生部門	4,311.0	5,226.7	21.2%
家庭	2,195.7	2,633.1	19.9%
LPG	509.1	458.4	-10.0%
都市ガス	253.9	232.6	-8.4%
灯油	792.8	930.9	17.4%
電力	639.9	1,011.2	58.0%
業務	2,115.3	2,593.6	22.6%
運輸部門	1,559.0	2,273.4	45.8%
乗用車	1,559.0	2,273.4	45.8%
合計	8,046.1	9,540.0	18.6%

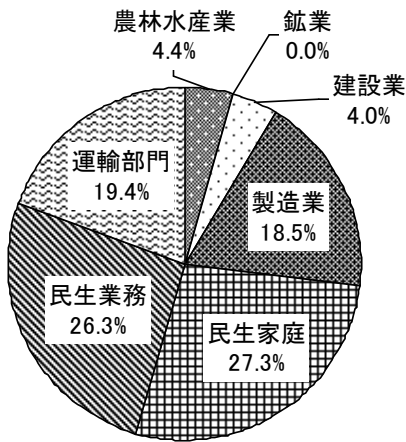
＜参考値：運輸部門の乗用車以外数値＞

乗合車	117.7	91.3	-22.4%
貨物車	2,178.7	1,784.5	-18.1%
鉄道	261.9	236.8	-9.6%
参考値を含めた合計	10,604.3	11,652.6	9.9%

■鶴岡市（平成2、20年）と全国、山形県のエネルギー消費量の部門別構成比の比較

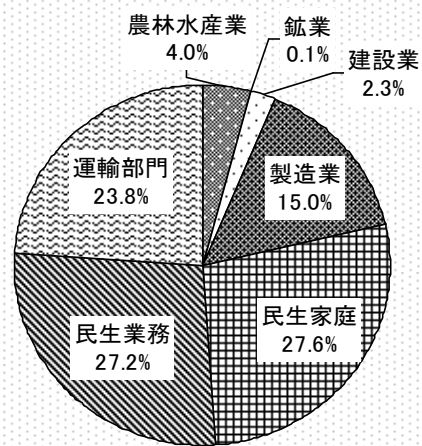
平成2（1990）年の鶴岡市数値との比較

<鶴岡市 平成2年（1990年）>

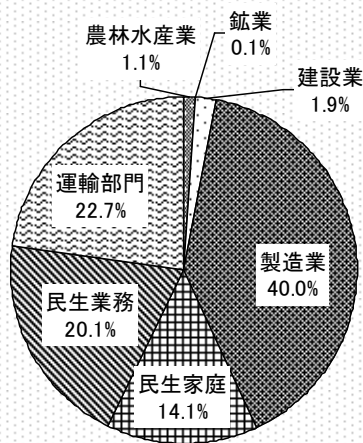


平成20（2008）年の全国、県との比較

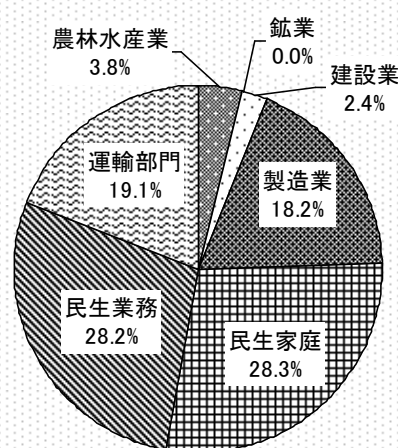
<鶴岡市 平成20年（2008年）>



<全国の消費量 平成20年（2008年）>



<山形県の消費量 平成20年（2008年）>



※国及び県数値との比較のため、鶴岡市数値からは運輸部門の乗合車、貨物、鉄道を除いている。

■一世帯あたりのエネルギー消費量（原油換算）

区分	単位	平成2年度(1990年)	平成20年度(2008年)	増加量
① 鶴岡市の世帯数	世帯	40,889	47,066	6,177
② 家庭部門エネルギー消費量	TJ	2,195.7	2,633.1	437.5
③ 世帯当たり消費量(②/①)	TJ	0.0537	0.0559	0.00225
④ ③をMJに換算(1,000,000倍)	MJ	53,698.2	55,945.8	2,247.6
⑤ ④を原油換算(1ℓ=38.2MJ)	ℓ	1,405.7	1,464.6	58.8

<参考>全国および山形県の一世代あたりのエネルギー消費量(原油換算)

区分	単位	全国	山形県
① 世帯数	世帯	47,957,000	391,162
② 家庭部門エネルギー消費量	TJ	2,057,924.8	22,294.7
③ 世帯当たり消費量(②/①)	TJ	0.0429	0.0570
④ ③をMJに換算(1,000,000倍)	MJ	42,911.9	56,996.1
⑤ ④を原油換算(1ℓ=38.2MJ)	ℓ	1,123.3	1,492.0

資料：総合エネルギー統計
平成20年(2008年)

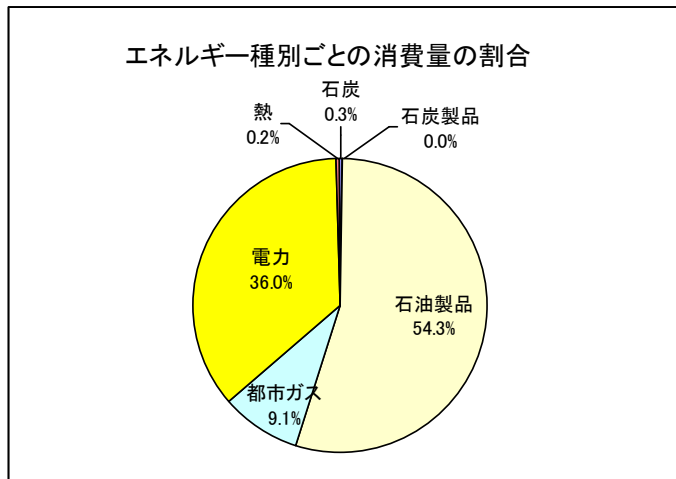
■鶴岡市のエネルギー種別ごとの消費量（熱量単位表）

単位：GJ

石炭	石炭製品	石油製品	都市ガス	電力	熱	合計
24,538	1,932	4,980,953	835,721	3,302,591	20,959	9,166,694

（参考）固有単位表

石炭	石炭製品	石油製品	都市ガス	電力	熱	合計
955t	75t	130,481kl	18,654 千 m ³ N	917 Gwh	20,959GJ	9,166,694GJ



資料：「山形県緑の分権改革推進事業報告書」
 （2008 年度都道府県別エネルギー消費統計をもとに作成）

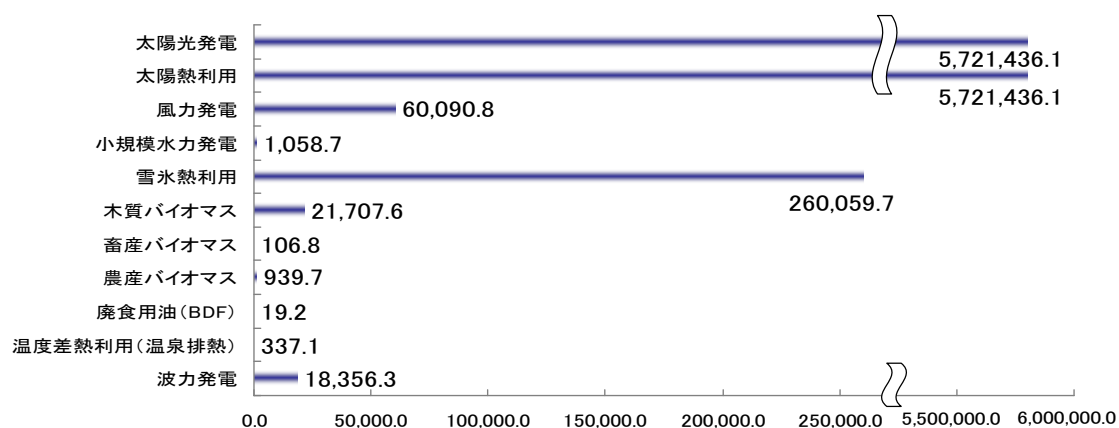
②再生可能エネルギーの賦存量・利用可能量

●潜在賦存量※1と利用可能量※2

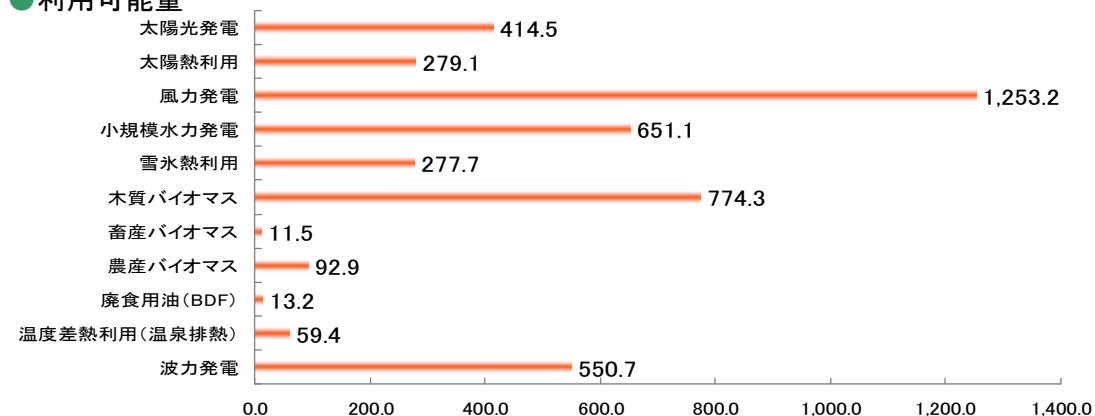
単位：TJ（テラジュール）

	潜在賦存量	利用可能量
太陽光発電	5,721,436.1	414.5
太陽熱利用	5,721,436.1	279.1
風力発電	60,090.8	1,253.2
小規模水力発電	1,058.7	651.1
雪氷熱利用	260,059.7	277.7
木質バイオマス	21,707.6	774.3
畜産バイオマス	106.8	11.5
農産バイオマス	939.7	92.9
廃食用油（BDF）	19.2	13.2
温度差熱利用（温泉排熱）	337.1	59.4
波力発電	18,356.3	550.7
合計	11,805,548.2	4,377.6

●潜在賦存量



●利用可能量



資料：鶴岡市「緑の分権改革」推進事業（クリーンエネルギー賦存量等調査）

※1 潜在賦存量 現在ある資源から理論的に算出する潜在的なエネルギー資源。

※2 利用可能量 各種制約要因を考慮した上で今後エネルギーとして利用の可能性が期待される量。

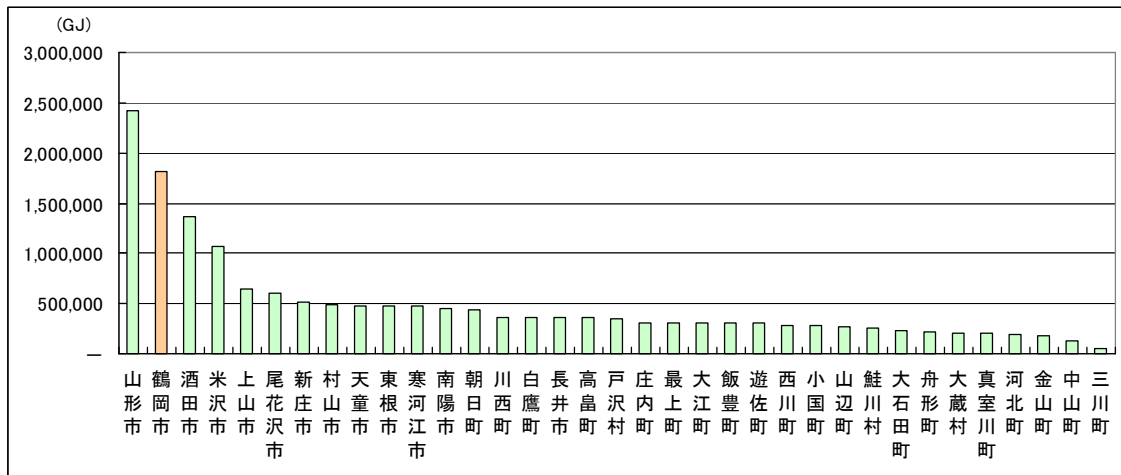
③県内における鶴岡市のエネルギー利用可能量の特徴について

山形県内における鶴岡市のエネルギー利用可能量の特徴をみるため、山形県「緑の分権改革」推進事業 クリーンエネルギー資源の賦存量・利用可能量等調査の山形県内市町村ごとのエネルギー量の推計値より、本調査の「利用可能量」に相当する「期待可採量」を参照し、鶴岡市と山形県内の他市町村を比較しました。

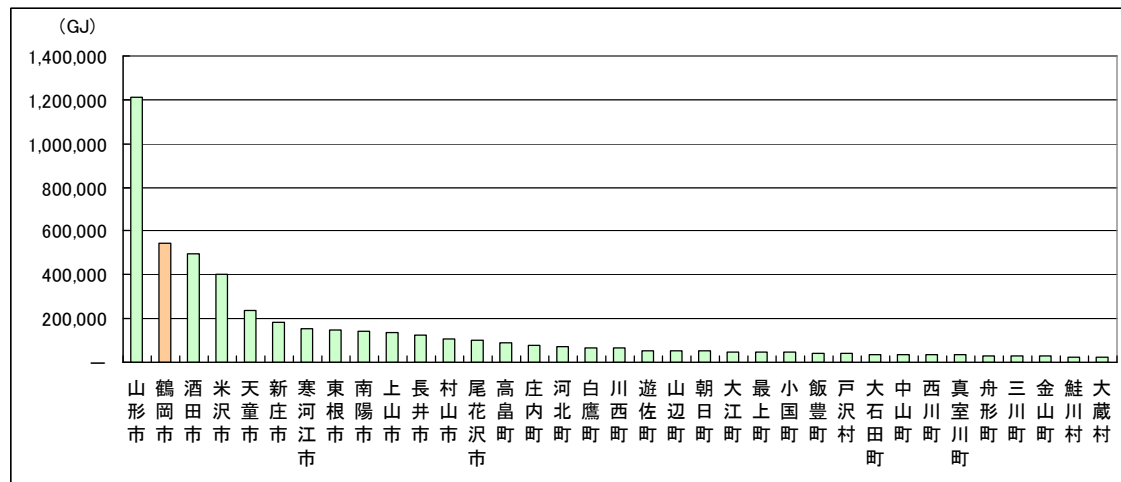
比較を行った結果、鶴岡市の数値はすべて上位に位置しています。これらの結果から、鶴岡市は様々な種類のエネルギー資源を豊富に有しており、クリーンエネルギーの利用条件としては非常に優位であると言えます。

なお、下に示すグラフ内の鶴岡市の数値は、山形県で算出した数値であり、算出方法や前提条件が異なるため、前述の鶴岡市で算出した数値とは異なります。

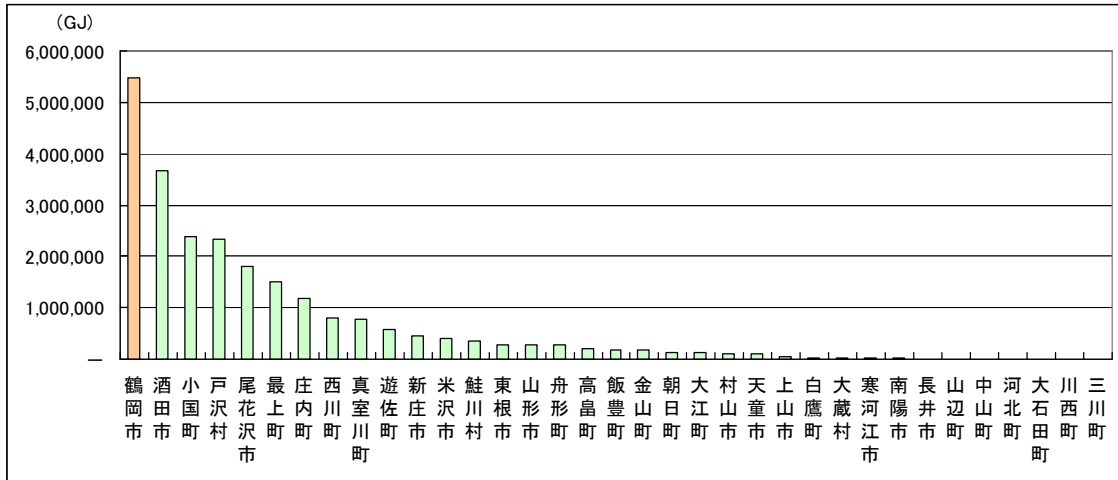
■市町村別利用可能量(太陽光エネルギー)



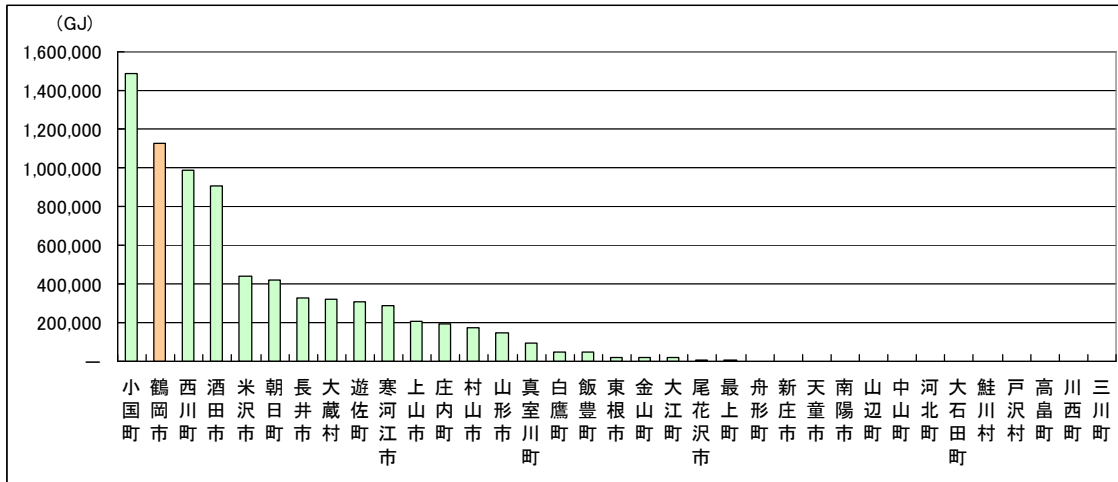
■市町村別利用可能量(太陽熱エネルギー)



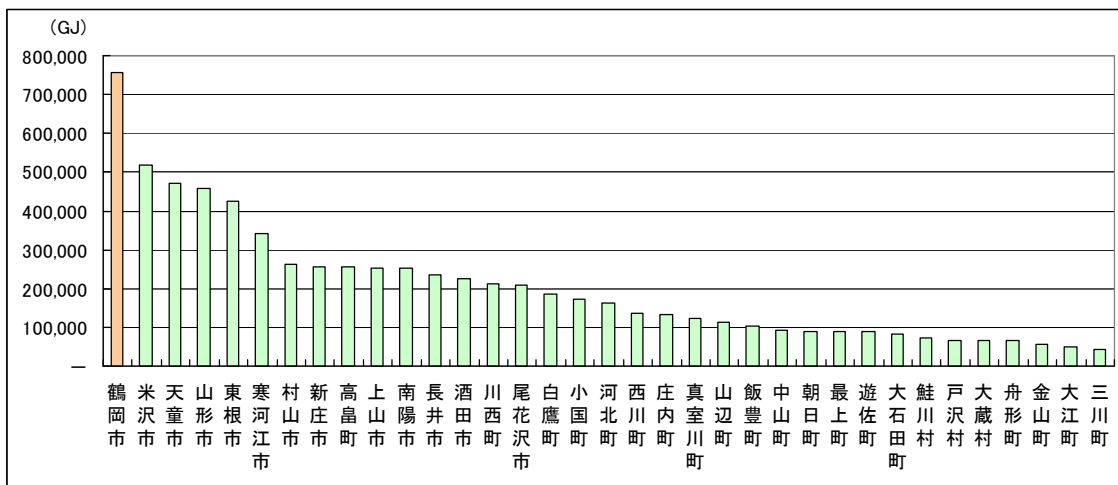
■市町村別利用可能量(風力エネルギー)



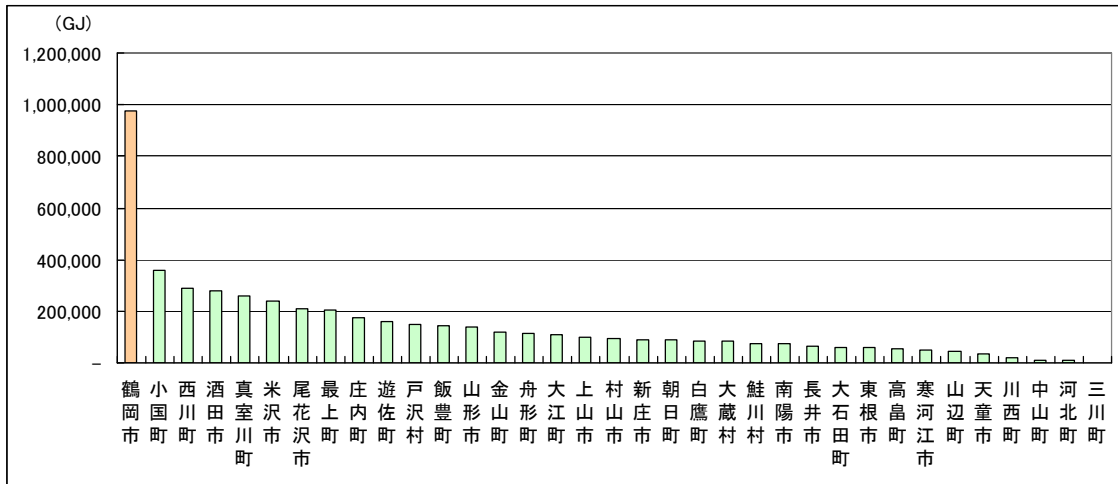
■市町村別利用可能量(中小水力エネルギー)



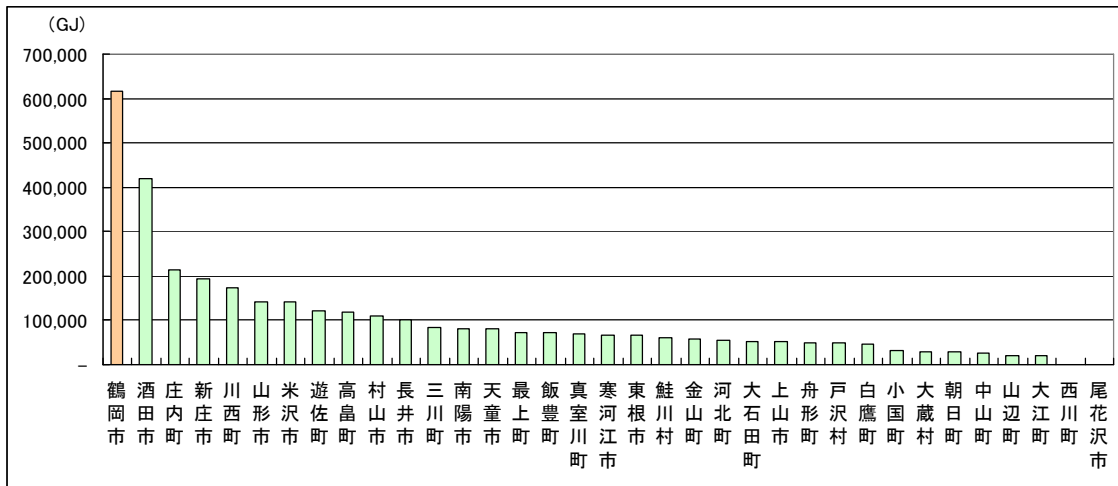
■市町村別利用可能量(雪氷熱エネルギー)



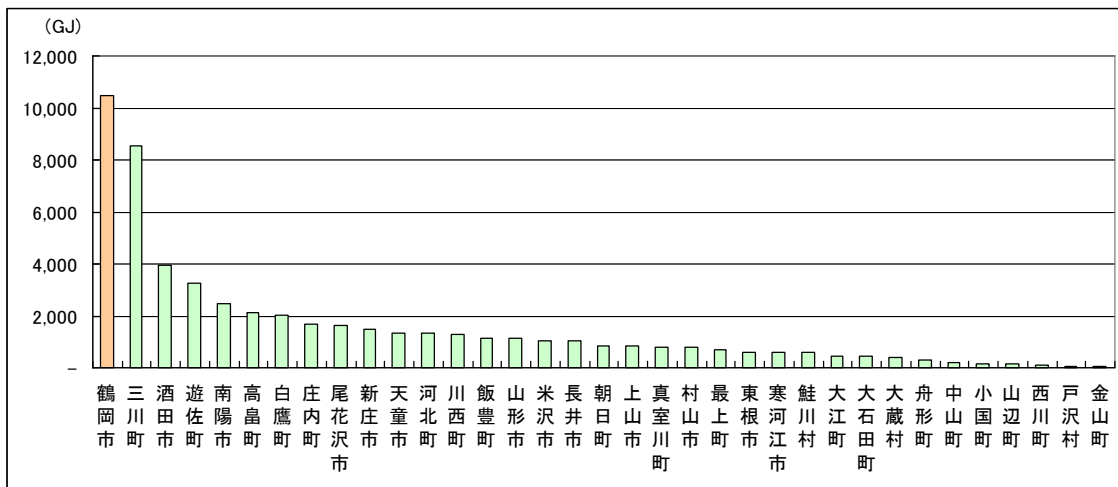
■市町村別利用可能量(木質バイオマス)



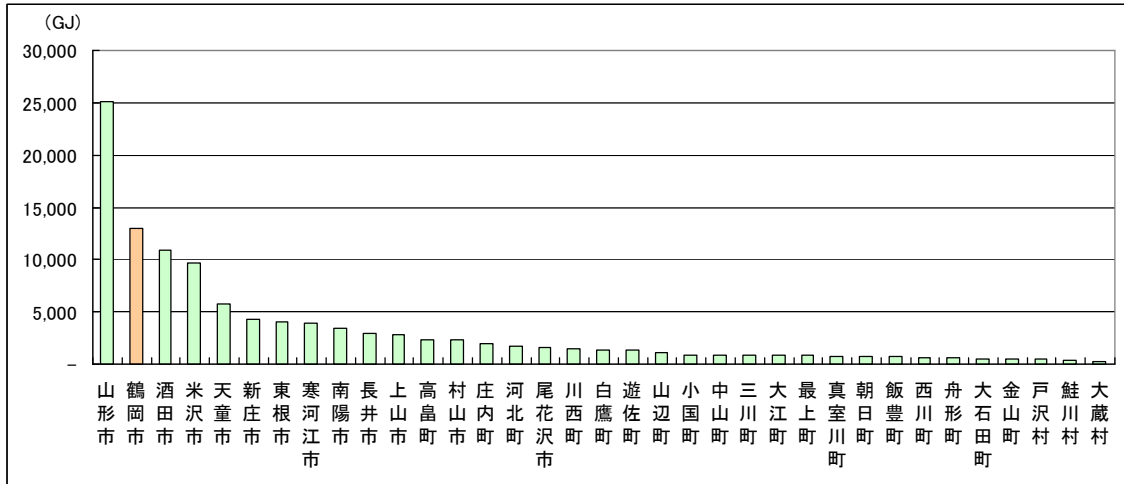
■市町村別利用可能量(農産バイオマス)



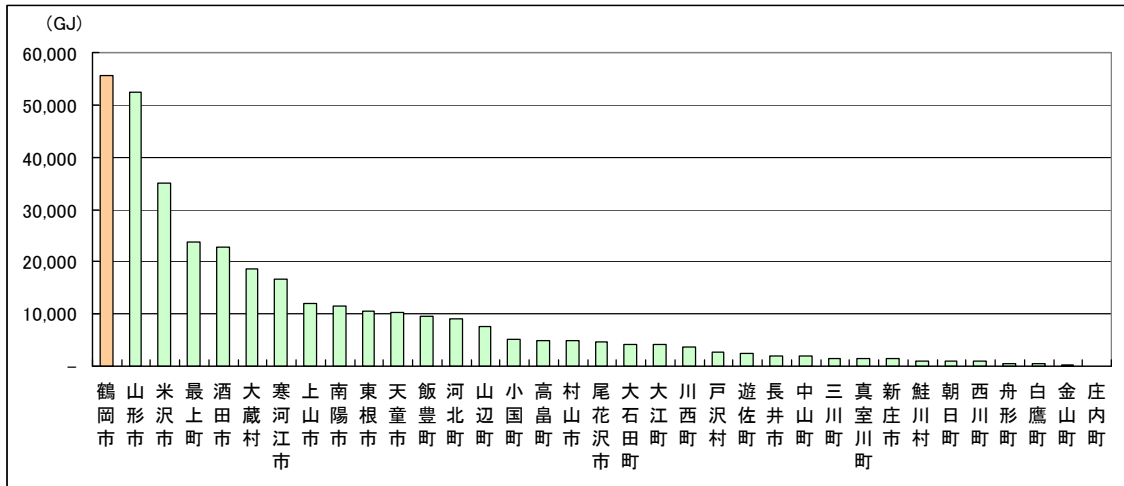
■市町村別利用可能量(畜産バイオマス)



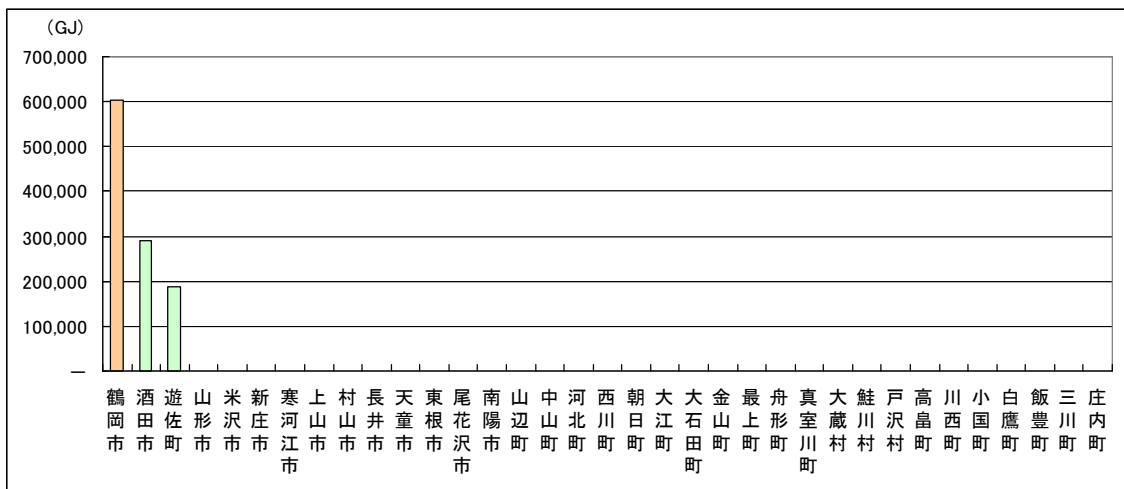
■市町村別利用可能量(廃食用油利用)



■市町村別利用可能量(温泉排熱利用)



■市町村別利用可能量(波力エネルギー)



資料：山形県クリーンエネルギー資源の賦存量・利用可能量等調査

④公共的施設における再生可能エネルギーの導入状況

●太陽光発電

施設名称等	設置年	内容等	出力(kW)
県立鶴岡工業高校	1996年	施設内電力	3.00
東北公益文科大学(大学院)	2001年	施設内電力	30.00
介護老人福祉施設みずばしよ	2005年	施設内電力	40.00
鶴岡西部児童館	2009年	施設内電力	5.76
タキタロウ山荘	2010年	施設内電力	0.70
西郷地区農林活性化センター	2011年	施設内電力	19.80
鶴岡市自然学習交流館	2012年	施設内電力	2.70

●太陽熱利用

施設名称等	設置年	内容等	集熱面積(m ²)
休暇村 羽黒	1996年	給湯、暖房	-

●雪氷エネルギー

施設名称等	設置年	内容等	雪氷貯蔵量(t)
あさひの雪蔵	1994年	農産物貯蔵	124

●廃棄物熱利用

施設名称等	設置年	内容等	使用熱量(Gcal)
市ごみ焼却施設	1989年	給湯、冷暖房	4,906

●BDF製造

施設名称等	設置年	生産規模	生産量(kL/年)
市藤島庁舎産業課(民間委託)	2004年	200リッター/日	5.6kl/年

●バイオマス発電・熱利用

施設名称等	設置年	内容等	使用熱量・出力
鶴岡市浄化センター	1980年	汚泥からの消化ガスをボイラー利用	6,541Gcal
西郷地区農林活性化センター	2011年	ペレット(冷暖房)	冷房:105kW 暖房:83.4kW

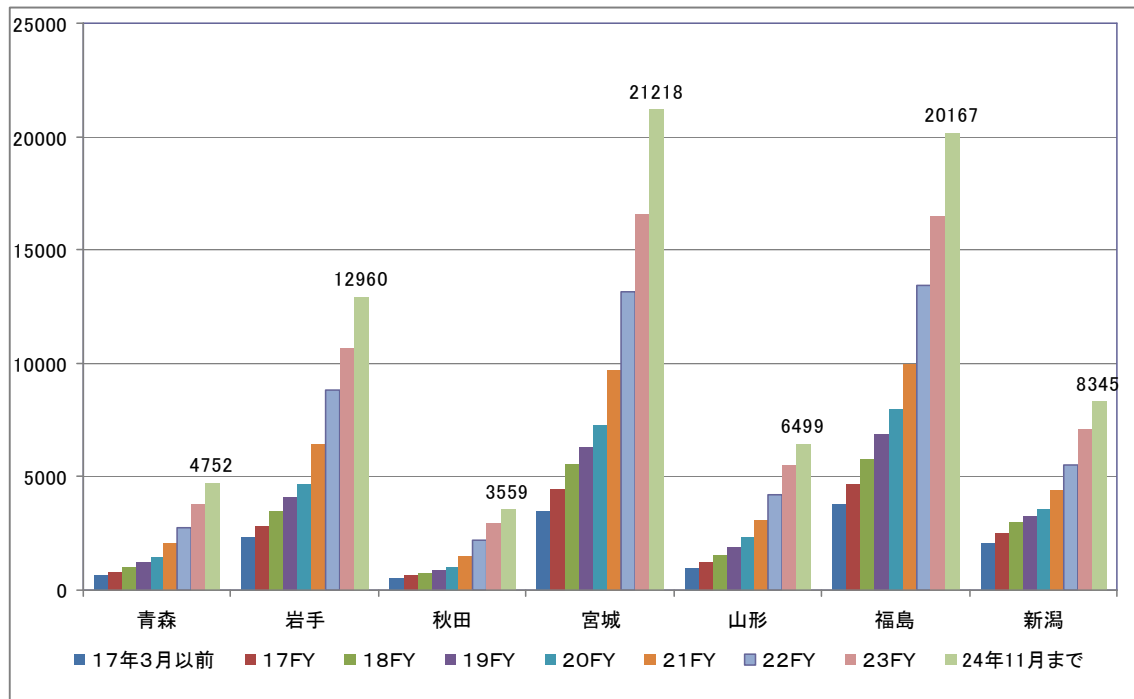
●ミニ水力・マイクロ水力発電

施設名称等	設置年	内容等	出力(kW)
大鳥池マイクロ水力発電	2010年	山荘への沢水引込みの落差利用	0.30

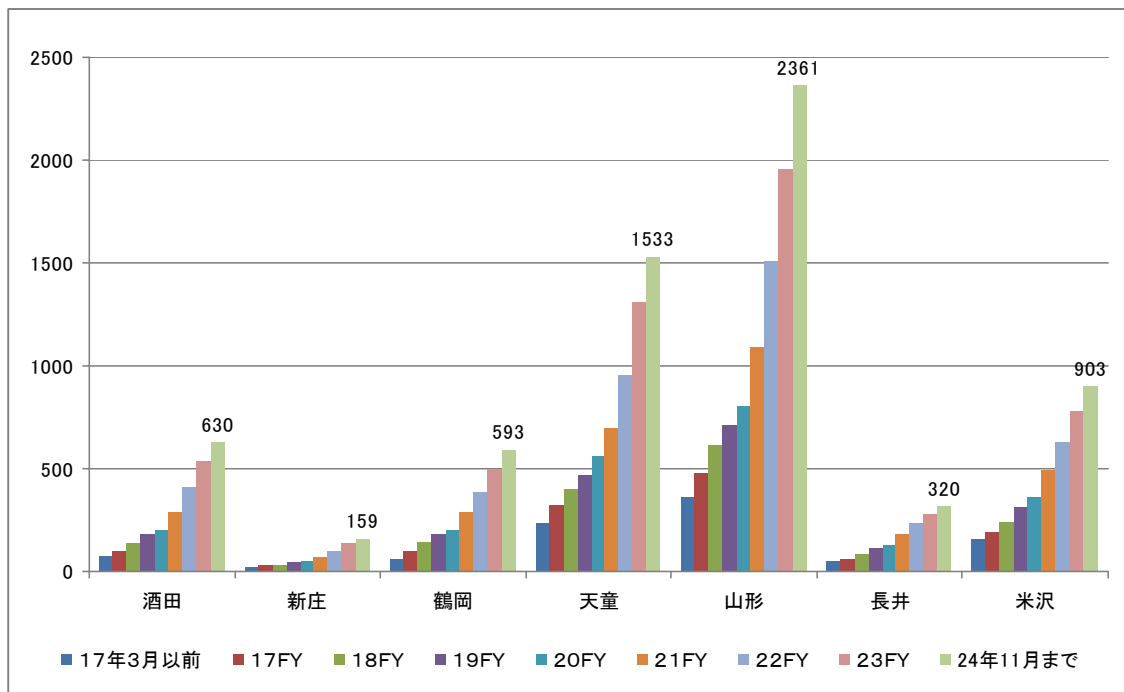
資料:鶴岡市調査(平成24年度時点)

●太陽光発電設備導入状況

■東北電力管内各県の全店太陽光連系件数（売電）



■東北電力山形支店管内営業所別太陽光連系件数（売電）

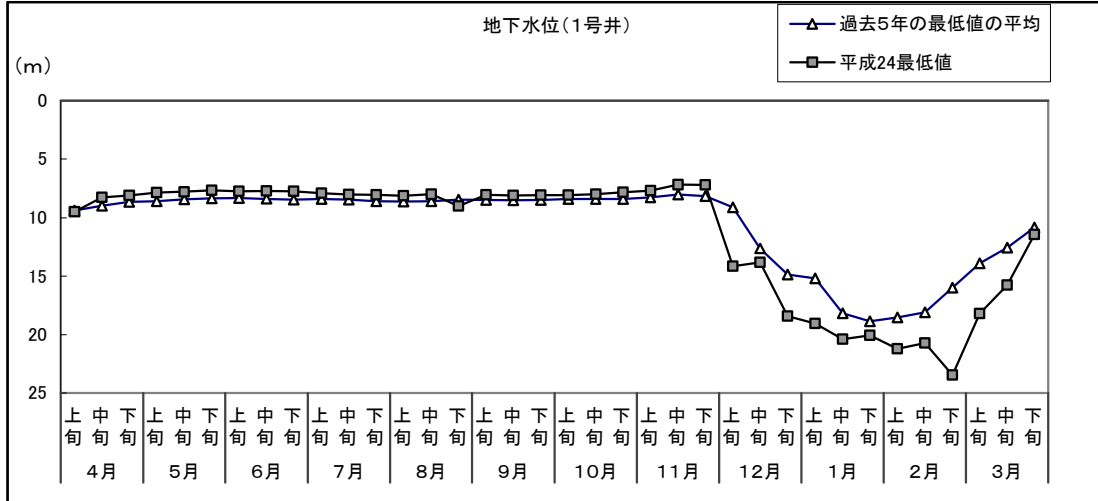


資料：東北電力株式会社鶴岡営業所

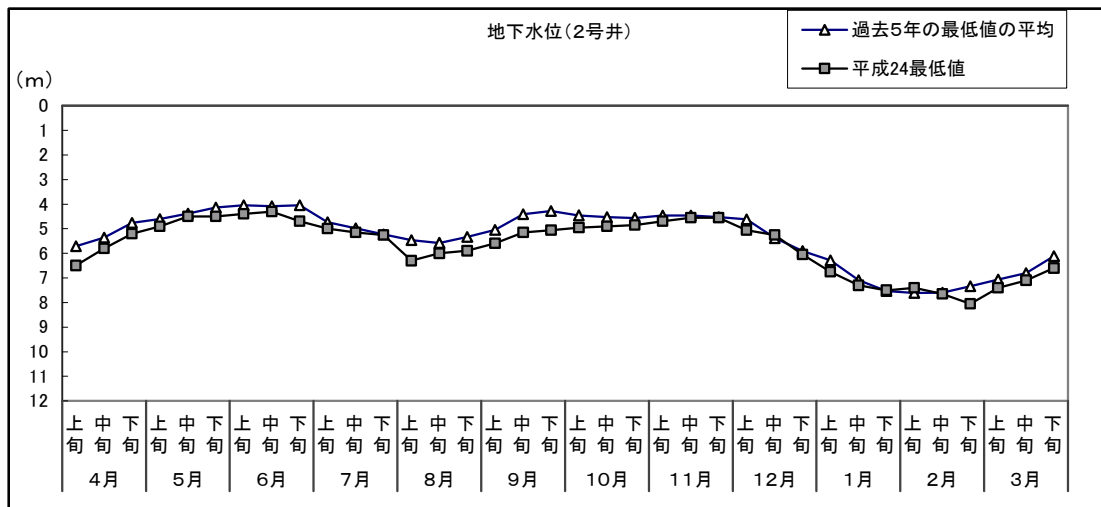
※Fyは「会計年度（Fiscal year）」の略

地下水水位観測井の観測記録

- ・ 鶴岡1号井（鶴岡市馬場町4-4）



- ・ 鶴岡2号井（鶴岡市藤島字笹花86-1）



- ・ 鶴岡 3 号井（鶴岡市上山添字文栄 86）

